
令和3年大和町議会12月定例会議会議録

令和3年12月8日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課 課 長	亀 谷 裕 君
総務課長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政策課長	江 本 篤 夫 君	会計管理者 兼会計課長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	遠 藤 眞起子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (高平聡雄君)

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、17番槻田雅之君及び1番穴戸一博君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日、今野善行議員の一般質問において後から回答をすることがありましたので、本日冒頭に回答する旨の申入れがありましたので、ここで回答を許します。町長浅野元君。

町 長 (浅野 元君)

おはようございます。

今、議長からご報告いただきましたとおり、昨日の今野議員のご質問の中におきまして、検査箇所につきましての件数等につきまして後ほどご報告ということを申し上げました。今回、今日ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

報告は教育総務課長の文屋からご報告させていただきます。

議 長 (高平聡雄君)

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

おはようございます。

昨日、今野議員のほうから一般質問の中で通学路におきます合同点検の実施箇所数についてちょっとご報告いたしておりませんでしたので、ここでご報告させていただきます。

まず、この通学路における合同点検の趣旨につきましては、千葉県八街市の交通死亡事故を受けまして文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して実施を行ったものでございます。それで、この対象とする点検箇所については3つの観点についての確認を行うということでございます。

それで、まず1つ目としましては、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、2つ目としましては、過去に事故に至らなくてもヒヤリ・ハット事例があった箇所、3つ目としましては、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要望があった箇所ということでございます。

それで、対象となる通学路については、町内の小学校の通学路が対象となっています。それで、対象の箇所数でございますが、全部で22か所ございました。それで、内訳としましては、吉岡小学校が6か所、吉田小学校、宮床小学校がおのおの1か所、鶴巢小学校が8か所、落合小学校、小野小学校がそれぞれ3か所となっております。

それで、この点検につきましては、学校、小学校ですね、あとPTAの代表の方、あと町、県の道路管理者、あと大和警察署と教育委員会と一緒に現地で立会いをして点検を行いました。その結果、今後対応していかなければいけないというところについては、まず道路管理者では区画線と防護柵の設置、あと警察署として横断歩道、停止線の引き直し、学校及び教育委員会としては注意喚起等の看板の設置、あと見守り活動の強化を今後行ってまいりたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

以上で昨日の一般質問における回答を終わります。

それでは、昨日に引き続き順番に発言を許します。

11番千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

おはようございます。通告に従いまして、一般質問を開始いたします。

県の新たな最終処分場の候補地について。

今年6月4日に県から新たな最終処分場の候補地に大和町鶴巣大平・幕柳が選定された説明を受けました。現在も町内鶴巣小鶴沢でクリーンプラザみやぎが稼働、県の産業廃棄物処分に貢献しております。同鶴巣地区は、大規模な水田地帯が広がる県内有数の穀倉地帯となっております。大和町第五次国土利用計画(案)においても同様に位置づけていますが、町長の最終処分場候補地の賛否をお伺いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの千坂議員のご質問にお答えをいたします。

宮城県では、現在、本町の鶴巣小鶴沢地区で稼働しておりますクリーンプラザみやぎが本年7月に埋立て開始から43年目を迎え、埋立て可能容量が5%を切るなど、相当に逼迫しておりますことから、平成30年から次の処分場がどうあるべきかという議論に着手され、昨年2月からは具体的な候補地選定の検討を有識者の意見を踏まえながら議論が重ねられ、その結果、県庁内の選定委員会におきまして大和町鶴巣大平・幕柳地区が最有力候補地に選定されたものでございます。

県は、この選定結果を受けまして、これまで鶴巣地区の方々に対し説明会を数地区合同や行政区単位での開催など、合わせまして15回実施し、意見交換が進められております。

現在、本町で進めております大和町第四次国土利用計画では、当該地域を含みます一級河川吉田川水系沿川に広がる水田は県内有数の穀倉地帯となっており、今後とも当地域の基幹産業として農業の振興を図っていくこととしており、この位置づけは現在新たに策定を進めております大和町第五次国土利用計画(案)におきましても引き継ぐものでございます。

町といたしましては、現処分場のクリーンプラザみやぎの逼迫状況は理解しつつも、町内には既に同様の処分場があり、さらに増えるということは町として非常に厳しいと県には伝えているところでございます。

宮城県からは、まずは地域の皆様に現在のクリーンプラザみやぎの状況や公共関与による新たな処分場の必要性についての説明をさせていただき、ご理解をいただきたいとの申出がありましたので、私も今まで開催されました説明会に同席させていただき、地域の方々のご意見をお聞きしているところでございます。説明会に出席された方々からは、鶴巣地区には既に最終処分場があるにもかかわらず、さらに最有力候補地に選定されたことへの不信や批判、道路や水利用に対する悪影響への懸念、最終処分場の構造や管理についての安全性等について意見が出され、県では10月30日と11月3日に鶴巣全地区の方々を対象に改めて県の考えをお示ししており、今後は周囲の交通量調査や井戸水の水質調査等を行い、住民の皆様にご説明する機会を設けたいと伺っております。

町といたしましては、説明会が開催される際にはその都度出席させていただき、その内容や住民の皆様のご意見等を伺ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

それでは、ただいまの町長の答弁に従いまして再質問を開始します。

議長、ここで再質問のほかに6月4日に県から頂いた資料も一部に入ることをごめ
ていただきたいので、よろしいでしょうか。

まず、現在の産業廃棄物の最終処分場、あと4年くらいでなくなるということで説明を受けたところでございますが、そういった中で資料を頂いた中に「産業廃棄物の受入先がなくなると県内産業や県民生活に重大な支障が生じてまいります」というような文面がありました。そういった中でこういった残年数というのが突然出てくるわけではなくて、随時分かっている中で県内の市町村長会議でこれを議論されるような場面というのはあったのかどうか、まず聞かせていただきたいんですが。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問、市町村会議の中でということでございますが、処分場についての議論、

正式な議題についての議論というのはなかったというふうに思っております、これまでに。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

そういった中で大和町がまた有力候補ということで残ったわけですが、やはりこれは県全体の問題でないと大変なものほどの市長、町長、村長も理解されているところなので、やはりそういった問題の共有ということから始めて選定されるべきかと思うんですけれども、町長、どのようにお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このことにつきましてはいろいろな委員会があったと聞いております、前段からですね。その際に市町村長会からの会長、副会長がその委員に入ってその議論をする場という設定もあったというふうに聞いております。ただ、そのときには市町村の立場としてはそういった場所の選定となってくるものですから、その会議というか打合せといえますか、それには入らないということでは抜けたといえますか、参加しなかったというよりもちょっと立場上難しいということで参加、結果的にしなかったという話は聞いたことがございます。

そういう形で県の中での打合せがスタートしたと聞いておりますけれども、いろいろ考え方はあろうというふうに思いますけれども、県全体のそういったものからすれば、そういった場所についての選定、どの時期から始めるかとか、そういった大きな計画の中に位置づけられておってもそういったことがあってもいいといえますか、そういったことを全て町村長に問いかけるということがいいかどうかは分かりませんが、県としての考え方とすればその先が見えているわけですから、そういったものについての計画を持ったその選定の準備というか、そういったことは大事なことであろうというふうに思います。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

やはり宮城県全体の問題として十分に議論し、自分のところには来る可能性がないからいいというような考えじゃなくて、やはり嫌なものを負担する市町村が出てくるわけですから、そういったものを相互に理解し合い、やっていくべきことかと思いますが、そういった中で町長の答弁の中に「さらに増えることとしては、町としては非常に厳しいと県に伝えている」という文面があります。ということは、反対という立場でよろしいかと思うんですが、本当に反対なんですか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

最初にといいますか、申し上げた中で、小鶴沢に今現在ある中で大和町がということでした。そのことにつきましては非常に遺憾といえますか、というふうに伝えておるところでございます。

この施設につきましては必要性があるという、おっしゃるとおりでございますので、そのことについての在り方ということは、在り方といえますか、それはどこかで必要なんだろうというふうには思っております。

そういった意味で、今、県のほうで何十か所とあるところからいろいろな経過があって選んでこられたということでございますので、そのことについて今、県が地域の方々に説明をするということでしたので、その県の説明、あとそれを聞かれる大和町も含めての地元の方々のご意見を今伺っているという状況でございます。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

また、同様に県から頂いた資料の中には、「この最終処分場の整備をしていく中で地元の方々との信頼関係を築いていかなければいけない」という文面がありました。

そういったものは当たり前かとは思いますが、そういった中で我々議会の全員協議会というか、県からの説明の場でも残った候補地を教えていただきたいというものに全然答えていただけなかった、こういったものでは信頼関係を築けないかなとは思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
このご意見は地元の方というか、地域の方の説明会でもいろいろ伺っております。いろいろ、考え方でございますので、私のほうからどうのこうのとそのことについては申し上げられないと思いますが、県の考え方としましてそういったお考えで進めているということでございます。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）
それでは、町長としては県にほかの候補地を教えてくださいとお願いする立場ではないという理解をさせていただいてよろしいのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その辺については、私ども、県のほうには申し上げておるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）
やはり物事、順位を決めた場合、1位、2位、3位と出てきます。ただ、最終候補

ということで3候補残ったところは、全くできないものではないはずですね、私の考えでは。ベスト、ベターという考え方をすると、やはりベターでもいいんじゃないかと。その理由は何かという、やはり一度そういったもので県にお手伝いしているんだからという考えが出てくるかと思えますけれども、やはり町長も同じ考えでいるということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ベスト、ベターということで、資料をお持ちということでございますので、いろいろな項目があって選定基準、こういったことでこう選ばれましたという説明がなされております。その中で三十幾つから絞られてきて、そして今3つと。今1つなんですけれどもね。という状況になっている経過を見ました。その点数が正しいかという判断はいろいろあるというふうに思っております。

県のほうで今そういった経過を踏まえた中で、いわゆるベストという言い方がいいのかどうか分かりませんが、点数が一番高かったという判断をされて大和町の大平になっているところでございます。ベスト、ベター、いろいろな判断の仕方があるだろうという、それはいろいろな要素が入ったときにあるというふうに思っております。

今回の判断につきましては、県の委員会なり、また、有識者会議なり、そういった中で判断ということでございますので、そのことについては県がそのように判断をしたというふうに思っておるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

今回、私、一番懸念しているのは、もちろん今回受け入れることもよしとはしないんですが、ここでよしと受け入れた場合、この施設はまたいずれ満杯になるでしょう。そういったときに、また大和町だというような流れをつくられる、そういったことを一番懸念しております。

たまたま今週日曜日の新聞に町長の評価というものが掲載されました。その中で町の負債のことではございますが、先々に負担を残さないようなものでありたいというような町長のお言葉がありました。まさにこの産業廃棄物の件もそうかと思えます。町長はやはりこういうときこそ、その考えを前面に出して反対ということ伝えていったらいかがでしょうかと私は思っていますけれども、その気持ちは再度もう1回聞かせていただきたいと思っておりますけれども。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

将来的な負担ということについては、当然、金銭面だけではなくて、金銭といいますが財政面だけではなくてそういったことも含まれてくるというふうに思っております。そういった中で何を、将来的に町として必要なもの、県として必要なもの、そういったものもあるわけでございますので、その辺の判断もしなければいけないと思っております。これは今の処分場の話ということではなくて、全体の話で申し上げております。

ですので、そういった意味で長期的に将来の負担ということにつきましては、当然10年先、20年先、それ以上先ということもあるわけでございますので、そういったことはいろいろ考えながら、いろいろな事業に取り組むに当たって判断すべきことは非常に大事だというふうに思っておりますので、そうやってやっていきたいというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

やはり町でも鶴巣地区を県内有数の穀倉地帯ということで位置づけておりますが、それにふさわしい町長の県に対する態度ということをご期待して、まず1件目の一般質問を終わらせていただきます。

2点目に入ります。

黒川地域行政事務組合議会の議場使用について。

現在、黒川地域行政事務組合議会は大和町議会の議場を使用しております。

以下に町長にお伺いいたします。

1、黒川地域行政事務組合から使用料を徴収されていますか。

2、大和町議会の議場は、大和町議会議員が有権者から負託を得、使用を許可されたものと私は考えております。使用に適さないと考えておりますが、町長の考えを伺います。

同様に議員控室も使用されておりますが、議員控室は大和町議会議員が日時を問わず、調査、研究に励む場と私は考えておりますが、町長の考えをお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、大和町議会の議場の使用についてお答えします。

初めに、黒川地域行政事務組合が本庁舎の議会議場等を使用することの経緯についてご説明いたします。

平成22年に黒川地域行政事務組合、以下「黒行」というふうに表示させていただきますが、から大和町議会議長宛てに大和町庁舎、これは議場等でございますが、の借用依頼書の提出がありましたことから、平成22年5月10日に議会運営委員会が開催されております。この会議におきまして大和町議会議場、同委員会室及び同議員控室の借用に関する協議があり、その結果、黒行が定例会議及び臨時会の会場として使用することを認める決定がなされまして、現在に至っております。

1 要旨目の黒行からの使用料の徴収につきましては、議会議場等の使用料に関わる条例等の定めがないこと、また、黒行は本町を含む4市町村で構成する複合的一部事務組合であることなども踏まえまして、旧庁舎の時代から議場等の使用に関わる使用料の徴収は行っていない状況でございます。

2 要旨目の黒行が本庁の議場を使用することにつきましては、前述の経緯等がございますので、今後につきましても、議場等の室管理者であります議会事務局が町議会との日程調整等を図りながら、大和町議会の運営に支障がないよう対応させていただき、黒行の議場使用をお願いしたいと考えております。

3 要旨の議員控室の使用につきましては、前述の議会運営委員会におきまして黒行議員の休憩室として利用させていただくこともお認めいただいておりますことから、

今後も引き続きご協力をお願いしたいと、このように考えておるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

それでは、2件目の答弁に従いまして再質問を開始いたします。

平成22年に黒川行政から議会の借用依頼が届いたという文面がありましたが、平成22年以前はどのような使用をされておりましたのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

平成22年ということは新庁舎になったときということございまして、その以前という旧庁舎になります。そのときも同じように黒川の議会につきましても、大和町議会の議場を使わせてもらっておりましたし、また、控室等につきましても同じように利用させていただいておったというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

いずれにしても借用依頼書は、町長という立場もあるし、理事長という立場もあって、ここでどのような表現をしたらいいのか、ちょっと適切な表現を今探していますが、同じ浅野 元氏がこの大和町議会を貸してくれというようなことから始まるかと思うんですが、そういった中でここを借りようというときにこの位置づけを正しく私は理解できていないのかなと個人的に考えます。

やはりこれは大和町議会議員が大和町の予算の執行とかそういったものを議論し合う場と私は理解しておるんですが、その理解では大きく間違っているんでしょうかね。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町議会の議場につきましては、基本的にはそのような、基本といたしますか、大和町の、おっしゃるとおりのことが基本だというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

また、答弁書の中に使用料に関わる条例等がないという話がありました。これもやはりここをどこかで借りるという前提がないからこそ、条例というものを設けていなかったのかと私は思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

条例の中になかったということ、議場を一般にお貸しするとか、一般の会議と違っては語弊があるかもしれませんが、そういった使い方ということについての利用については想定されていなかったというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

であるならば、その条例がないから使用徴収料がないというような理論には、私、至らないと思います。

以前、6月定例議会するとき、職員の方々の駐車場の利用料のことについても質問した経緯がありまして、その場でやはり町長からは利用者負担は必要だろうという答弁がありました。まさにこれと同じ案件じゃないかなと感じますが、いかがお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

黒川行政事務組合というものにつきましては、大和町だけではないわけですが、黒川郡、今は富谷市も入った中で、広域行政ということで大和町のみならず広域で全体の事業といたしますか、消防とかそういったものについて一緒にやっっていこうという組織でございます。したがって、当然、大和町の利益、ほかの町村のものもあるわけでございますが、そういったことも含まれていくわけでございますので、その駐車場の貸し借りとこの議場の黒川行政として利用するものについては、同じように考えるのはちょっと私は違うと思います。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

では、角度を変えて質問しますが、大和町だけがなぜ使用されているということになりますか。いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町が今使われている状況でございます。場所の利便性といいますか、そういったこともありましょうし、黒川行政事務組合の事務所が大和町に設置されているということもあって、その準備とかそういったこともあったんではないかというふうに思いますが、皆さんが、皆さんというのは黒川行政議員の皆さんですね、とか関係者の方々がそういった、言葉はこういう言い方がいいのかどうかあれですが、便利に集えるといいますかね、使える、そういったことで大和町の議会の議場をお借りしているというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

大和町議会の議場が使用に至るまでの経緯は理解しましたが、そういった中でやはり議員の任期というのは4年あります。そういった中で、改選時期くらいは議員各位にこういったものがあるというような経緯が全くなかった。もちろん町長にお話しすることじゃないのかもしれませんが、そういうものがあるんですよ、現に。そういった中で、平成22年に決まったからなんだというような理論では成り立たないような気がする。やはり我々、改選時に決まった18人がさらに説明を受けて、「そうですね」というような考えに至る必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その改選時というのは、大和町議会議員の方が改選された際ということでしょうか。議会議場の使用について、改選された方については、初めての方についてはそういったことについてご存じない方もおいでであろうというふうに思います。

議場の使い方といいますか、黒川行政の在り方等々も、そういったことについてはいろいろご説明もあるのかというふうに思っております、議員に選ばれたりするわけですからね。そのときにでもそういった議場についてはそういった形で今、大和町を使っているといっていますか、使わせてもらっているということについて説明といいますか、そういったことを一言言ってもらえるように町のほうからも、町のほうといいますか、そういった説明というのは議会のほうからされるんでしょうかね。まずしっかりその点も含め、その一言、そういったことについても加えてもらえるように、どういうふうな表現がいいのかあれですが、議会のほうといろいろ打合せをしてみたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

昨日、たまたま旗の問題が出ました。以前はサイズは大きかったんですが、きちん

と貼っていた経緯を私、確認しております、そういった中でなぜそういう状況になるかという、黒川行政事務組合の議会があるときに外すと。外すのも大和町議会の事務局で、設置されるのも大和町議会事務局なんです。

そういった中で、そういう気持ちはないんでしょうけれども、少しいろいろな国旗の掲揚とかを見て、例えば先進国首脳会議、サミットのとき、旗、少しなびかないでこのままだらっとなってますよねというようなことをどうでしょうかねと私も聞かれた立場でございまして、特に私はそれでもいいんじゃないかというような意見を出してしまって、事務局にはすごく申し訳ないなと感じているんですけれども、そういった経緯があったからこそ、事務局員が叱責されるということもあるんですよ。

そういった中でやはりきちんとした使用基準とか、そういったものを決められて使用されたらいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

千坂議員、今の質問については今回の質問の内容からちょっと逸脱していると思いますので、答弁はなしということでご理解をいただきたいと思います。

続けてください。千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

そういった中で大和町議会の議場の使用の運用基準というのがありまして、特にこのコロナ下にコロナ感染拡大防止の観点から玄関で温度計がありますけれども、さらに控室で各議員が温度を測ってそれを記入するというようなこともやっております。やはりそういったものを大和町議会独自にやっているんですから、そういったものがある程度理解した中で黒行の中でも使っていただきたいと思うんですけれども、これも外れますか、議長。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ちょっと私も今、立場がどっちになっているかあれなんですけれども、黒行で使わせていただいている場合にはこの議会の運営の仕方といいますか、それにつきましては議員ご承知のとおり、大和町でやっている方式を踏襲と言ったらあれですが、そう

いった形で時間とかそういったことにつきましてもやっているところでございます。

なお、そういった部分で足りない部分があれば、使わせていただく中で大和町の議会のやり方といいますか、そういったことについてできる分につきましては理事会から黒行議会のほうにお話をしてご協力いただくというようなことで、大和町でやっているものを変えてやっているというあれはないものですから、お借りする部分についてはできるだけ大和町のそのやり方につきまして、できるところにつきましてはできるだけ倣ってやるように黒行としてもやっていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

3 要旨目の再質問を始めますが、議員控室の使用なんですけれども、単に議員控室ということになっておるのでなかなか次の目的というのは出てこなかったのかと思うんですが、確かに議員控室だけであるならば、大和町議会それぞれの委員会を開いていないときには使用されていないだろうという判断なのかもしれませんが、同時にあそこは議員の図書室またはパソコンとかが置いてあって、いつ何どきでも大和町議会議員は使用できるという場なんです。

私も現在、黒川行政に在籍させていただいておりますが、1 期目には在籍していないで控室に通っていた経緯で、えっ、今日は使えないのかということで帰ったこともあります。やはりそういった内容で議会の議員控室というのは控えて休むところだけじゃないというご理解はいただきたいところですが、再度町長に答弁いただきたいんですが。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問は、控室は使わないでほしいということなんではないでしょうか。皆さんが大和町の議会議員として調査、研究をするという場であるということで、そういう場でもあるということでございます。私物といいますか、そういったものについては黒川行政の議員もそういったものに手をつけるというようなことはないというふうに思って

おりますし、黒行議会も一日やっているわけでございますので、議員の控室というのはやはり必要だというふうに思うのです。ですから、ほかの議員もそうお考えなのかどうかちょっと分かりませんが、その辺につきましてはやっても一日の議会でございますのでご協力いただきたいと思います。私としては思います。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

それでは、3件目に移ります。

七ツ森湖畔公園商業施設のAED設置について。

今年6月から先の地域で大和町レンタサイクルが開始されました。以前から同地区は本町の観光スポットとして町内外から多くの方々が訪れていただいております。不慮の事故に備え、AEDを設置されている商業施設はあるのか。未設置なら、設置に向けての環境整備が必要と考えるが、町長の考えをお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、七ツ森湖畔公園商業施設のAED設置についてお答えをします。

AED、自動体外式除細動器につきましては、急な心疾患によって起こる心室細動という病状を電気ショックにより正常に戻すことを目的とした医療機器で、平成16年からは医療従事者に限らず一般の人も使用して人命救助措置を行えるようになり、公共施設のほか民間の商業施設にも設置されてきております。

本町においても、庁舎や杜の丘出張所、まほろばホールやひだまりの丘、また、町内の教育施設等に順次設置しております。

ご質問のありました七ツ森湖畔公園商業施設へのAED設置でございますが、七ツ森湖周辺の公共施設には設置していませんが現状でございます。

AEDの設置に関しては法制化されていない状況ですが、厚生労働省の「AEDの適正設置に関するガイドライン」によりますと、設置が推奨される施設の例としまして、役所や学校のほか、駅や空港などの公共の場所、多数集客がされるスポーツ関連

施設や観光施設などに設置することが望ましいとされております。

七ツ森湖周辺は本年度導入いたしましたレンタサイクル「サブチャリ」も好評であり、本町の観光スポットとして観光客入込数も増加しております。また、救急隊の到着に時間がかかる場所でもありますことから、南川ダム資料館の所有者である県とも協議をしながら設置に向け検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

再質問を開始します。

県とも協議して設置に向けて検討していくということですが、あわせてこのダム資料館以外の個人の施設、商業施設、いっぱいありますけれども、そういった方々を、もうちょっとAEDを増やすためにその設置をしやすくなるように町のほうとして環境整備をしていく考えはないですか。例えば設置に当たってはやはり講習会があるので集団でできるとか、あとは設置に向けて補助金を出すとか、そういった考えはお持ちじゃないのかどうか、お考えをお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

設置に向けて講習会とか、そういった補助金等の話ということでございますけれども、講習会等につきましては今も例えば消防団や婦人防火クラブやそういった方々を通じながら、エリアであったり、そういったことをやっておりますので、そういった講習とかそういったものにつきましては、声かけが必要かもしれませんけれども、そういったことは考えられると思っています。

あと、その補助ということでございますけれども、これにつきましてはいろいろな考え方があると思います。もう既についているところもございます。そういったこともございますので、やり方についてはいろいろ課題があるんじゃないかというふうに思っております。今、自販機にAEDが設置されているというのも、いろいろな別な

費用がかかるのか分かりませんが、そういったものもあるように聞いておりますので、そういったものを紹介するとか、そういったこともあるのかなというふうに思っております。

どのぐらいのエリアにあったらいいのか、近場に幾らでもあったほうがいいのは間違いないとは思いますが、そういったことも考えながら観光地、あそこに限らずいろいろそういった対策は今後必要になってくるのではないかとというふうに思います。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

早急にAEDが設置されて利用者の安心・安全な利用ができる環境になることを祈念しまして、一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)
以上で千坂裕春君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。再開は午前11時とします。

午前10時50分 休 憩

午前10時59分 再 開

議 長 (高平聡雄君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
14番堀籠日出子さん。

1 4 番 (堀籠日出子君)

それでは、通告に従いまして、敬老会事業実施について1件3要旨で質問を行います。

「敬老の日」は、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝うこと

を趣旨として、昭和22年9月15日に兵庫県多可郡野間谷村、現在の多可町であります
が、の主催で敬老会を開催したのが始まりとされ、以来70年余りが経過いたして
おります。平成14年までは毎年9月15日が国民の祝日「敬老の日」とされて
おりましたが、平成15年からは9月の第3月曜日に変更され、現在に至って
おります。

その間、平均寿命の延伸、少子高齢化の進行など、社会情勢が大きく変化
しました。人生100年時代と言われるようになり、今後、敬老会対象者人口
の増加が見込まれております。これらのことから、社会情勢の変化とともに
敬老会事業の在り方を検討する時期に来ているのではないかと考えます。

そこで、次の点について町長の所見をお伺いいたします。

1 要旨目、開催会場においてそれぞれ課題があると思われませんが、敬老会
開催に伴う課題は何か、また、地域からの声を聞いておられるのか、1
要旨目でお伺いします。

2 要旨目、今後、対象者の人口の増加が見込まれることから、敬老会参加
者の対象年齢の引上げについてお伺いします。

3 要旨目、敬老会開催にはボランティアの皆さんの協力が不可欠であり
ます。地域ボランティア送迎車に対する保険加入。

この3要旨についてお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまの堀籠議員の敬老会事業実施の検討についてお答えいたします。

敬老会につきましては、町と各行政区との合同により毎年開催してきて
おりましたが、令和2年度、令和3年度におきましては新型コロナ禍により
式典、祝宴を中止いたしました。ご質問の内容によりご回答が令和元年度
になりますこともご了承いただきたいと思っております。

初めに、1要旨目の敬老会開催に伴う課題は何か、地区からの声を聞
いているかについてでございます。

敬老会を開催した後に各地区から実績報告を提出してもらいますが、
同時にご意見、ご要望等があれば毎回ご提出いただいております。その
ご意見の中には、「対象となる高齢者の方々が増えてきて出席される
方々も多くなり、地区集会場が手狭になってきた」、「対象が80歳以上
の方々への敬老祝い金が口座振込になってよかった」、

「敬老者及びスタッフへの食料費単価が増加されたのでよかった」、「敬老会の全体的な見直しの中の一つとして、敬老会対象者の年齢の引上げを検討してはどうか」、また、「敬老会開催の案内状発送を早めてほしい」など、ご意見をいただいております。すぐに改善できる範囲内であれば、翌年より改善してきております。

また、敬老会開催に伴う課題といたしましては、参加人数により会場となる集会場が手狭となってきたりしている地区があることや、ボランティアスタッフが高齢になり人数が少なくなってきたりしていることなどと捉えております。

2 要旨目の敬老会参加者の対象年齢を引き上げては、についてお答えします。

過去の敬老会について、いつから開催され、参加対象者が何歳以上としていたかの確認できる資料はございませんが、昭和42年の敬老金等支給条例が施行されたとき、また、昭和46年9月の広報紙記事を見ますと、75歳以上を対象として敬老会が実施されたとの記載がございますことから、この頃に75歳となったと推察します。現在は75歳を対象として考えておりますが、今後の敬老会の在り方につきまして区長さんからのご意見をいただいておりますので、対象年齢についても区長会等のご意見を聞きながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

3 要旨目の地域ボランティア送迎車に対する保険加入は、についてでございます。

以前の敬老会につきましては、旧町村単位の町内5地区を会場に4月29日に開催され、平成3年度からは9月15日の祝日に変更し開催しておりました。その後、会場までの距離の遠さや行政区の集会所なら参加しやすいなどのご意見があり、行政主導型より地域密着・交流型の地域住民が自ら考え、民意を取り入れて開催する敬老会が検討され、平成17年度より行政区単位で開催をすることになっております。そして、平成23年度からは吉田地区のみ以前の合同開催に戻っております。

敬老会に出席される方々は、会場まで徒歩であったり、家族から送迎してもらったり、自分で運転して参加したり、近所の方より乗せてもらったり、タクシーを利用するなど様々な手法で参加されております。車を運転され参加される場合は、高齢であることから特に注意をお願いするものであり、自分だけでなく他人の方を乗せられるとなれば、なおさら車の運転にはご注意が必要となりますので、各自において気をつけていただきますようお願いいたします。

地域のボランティア送迎車への保険加入、これにつきましてはそれぞれの行政区の判断の中でお願ひしたいと、このように思っております。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)
堀籠日出子さん。

1 4 番 (堀籠日出子君)
それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1 要旨目の敬老会に伴う課題と地域の声を聞いておられるかという件であります。町長の答弁ですと、各地区より実績報告書を提出して、そして同時に意見、要望があれば提出いただいているということなんですが、この実績報告書はいつ頃まで提出するようになっているのでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
提出期限につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)
福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)
それでは、堀籠議員のご質問にお答えさせていただきます。

毎年、敬老会、9月に開催しておりますので、各地区ごとの開催日が変わっておりますけれども、9月下旬までに報告をいただくようにしております。よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)
堀籠日出子さん。

1 4 番 (堀籠日出子君)
この提出は9月下旬ということですが、私、ちょっと判断すれば、この意見、要望などを提出されるのは多分区長さんじゃないのかなと思うんですけれども、区長さんでよろしいんですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
区の区長さんからでございます。

議 長 （高平聡雄君）
堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

そうしますと、実績報告書と一緒に意見や要望があれば提出してもらおうということだと思っておりますが、そうしますと敬老会終了後にスタッフの皆さんとかいろいろな、区長さんからだけではなくて、開催した会場のある程度の方々を集めて、そしてそんないろいろな意見を聞くという場は設けてはいないんですね。区長さんからの提出のあれで要望とか意見を聞いているということによろしいんですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
この結果とその要望であります。特別にその後に皆さんに集まっていただいて敬老会についてのご意見をもらうという機会は設けてはおりません。

議 長 （高平聡雄君）
堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

この地域の要望はそれぞれ行政区によって違っていると思うんですけれども、やはり次の事業に改善点を改めるとした場合、やっぱり区長さんというか代表の方だけ、区長さんが駄目と言っているわけじゃないんですけれども、代表の方だけの意見とかなんかの要望だけではなくて、やはり敬老会に携わった皆さん、あらゆる分野の方か

ら意見を聞いて次年度に反映するというのが、私、一番いろいろな課題解決になるんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いろいろな人に聞くというのが一番いいというふうに思います。ただ、今現在はそうやっていないというところがございます。全員といいますか、関係者皆さんをというのはなかなか難しいところがございますので、区のほうで一定の、報告書を出す段階ではいろいろなご意見も伺った中で出てきているんだというふうに思っておりますし、また、この敬老会ということではなくて、違う場で会ったりしたときに区長さんのほうにそのボランティアの方からいろいろなご意見があったとすれば、それは敬老会の話合いということではなくても、こういったご要望につきましてはその都度、町なり、そういった課のほうにお話しただいて、そういったご意見もあるというふうには思っております。

議 長 （高平聡雄君）
堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

意見を聞く方法というのはいろいろあると思うんですけども、他の自治体を見ますとアンケートを取っているようです。そして、参加者、当然、対象者の方、それからスタッフの皆さん、来賓の方とか、その会場に携わった方々全員からアンケートを頂いて、それを集約して、そしていろいろな角度からどういうふうにしたらいいのかとか、いろいろな問題点、課題を集約して、そしてそれを次年度に生かすという、そういう1か所の目だけではなくて、参加した人たちがどのように思っているか、また、来賓の立場から見た場合にこういうところを改善したほうがいいねとか、こういう方法はいいですねとかというような、そういう広い意見を聞くためには、私、アンケートも大事じゃないかなと思うんですけども、その方法については町長、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
ご意見を聞く方法の一つとしてアンケートというものが、それは有効だというふう
に思います。

議 長 （高平聡雄君）
堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

実績報告書と一緒にご意見とか要望の内容につきましては、私も地域の皆さんから
いろいろお話をいただいている内容と一致しておりますので、ぜひ広い角度からいろ
いろな要望を聞いて、そして次年度に結びつけていただければ、もっとよりよい式典
になるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういう方向で進めていただければと思
っております。

それでは、2要旨目に入りたいと思います。

敬老会参加者の対象年齢の引上げについてであります。これも町長の答弁ですと、
そういうことも意見として出ているということでしたが、これも私も大分多くの皆さ
んからそういう意見を聞いております。

それで、平成2年の厚生労働省の発表によりますと、平均寿命、男性が81.64歳、
約82歳、女性が87.74歳で88歳、これは平均寿命、小数点がつきますので繰上げ、繰
下げをしながら約で表現させていただきます。

敬老会が始まったとされる昭和22年の平均寿命は、男性が約50歳で女性が約54歳。
ですから、令和2年の発表と比較しますと、男性は約32歳、女性は34歳、平均寿命が
伸びていることになります。

それで、本町の敬老会の対象者が75歳となったのはいつ頃かなと思ってお聞きしま
したが、確かな資料はないということですが、敬老金条例改正でなっているのが、昭
和42年に制定されておりますが、昭和42年から令和2年までですともう60年近くが経
過しております。その中で制定された昭和42年の平均寿命といたしますと、男性が約69
歳で女性が約74歳。ですから、令和2年の発表と比較しますと、男性は13歳、女性は
約14歳、平均寿命が伸びていることになります。

それで、令和2年、令和3年、去年と今年、コロナ禍の中で実施されなかったんですが、この中で敬老会の対象者数、新規加入者、75歳は168人でした。76歳から90歳までは毎年150人前後となっております、91歳からは100人を切っておりますが、敬老会の対象者は令和3年度で3,100人となっております。

そこで、令和3年度で74歳、来年75歳となる新規敬老会の会員なんですが、全体で町長、何人ぐらいになられると思いますか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
ちょっと詳しい数字はつかめておりませんが。課長のほうから。

議 長 (高平聡雄君)
福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)
それでは、堀籠議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。
本日、きちんとした数値の表をちょっと準備しておりませんので、詳しい数値につきましては後ほど報告させていただきたいと思いますが、恐らく3,100の方が敬老対象かと思いますが、詳しい数値につきましては後ほどご報告させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 (高平聡雄君)
堀籠日出子さん。

1 4 番 (堀籠日出子君)
今年74歳で来年75歳を迎える方は全体で300人を超えています。ですから、今年、新規会員になられた皆さんは168人でしたが、来年75歳になる方は312人と見込まれております。その後15年間を見ますと、年間350人前後に推移がされているようですので、この敬老会の開催につきましては、今、町長が答弁でお話しされましたが、会場の手狭とか、そういういろいろな課題がのっている中で、このように毎年これから来

年から350人前後が増えていくというか、会員が増加してくるということは、これは本当にもう喫緊の課題じゃないかなと思うんですけども、この数字を見てどのように思われますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
高齢者の方が増えるということにつきましては、大変お元気で長寿になられるということですから、大変いいことだというふうに思います。一方で、そのイベントをする際ということになった場合には、その会場の問題とか、そういったものについていろいろ今も課題があるところがございますが、そういった問題はますます大きくなるといいますか、各地区でそういった課題、逼迫してくるといいますか、そういった状況になるのではないかと思います。

議 長 （高平聡雄君）
堀籠議員、質問に入る前に、先ほど実数を後で報告すると言ったんですが、その件についてはよろしいですか。議員のほうからご照会があったものですから、改めて福祉課長のほうから報告、必要でしょうか。（「では、せっかくですので、改めてお願いします」の声あり）後ほどということでもよろしいですね。（「後ほどね。はい」の声あり）分かりました。

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

やはり集会場が手狭になってくるというのが一番の課題じゃないかなと思っております。これは全国的にも敬老会対象者の年齢引上げの実施、それから検討を始めている自治体が多くありますので、ぜひ本町も年齢の引上げに取り組む時期に来ていると思いますので、今後これらのことをぜひ検討していただきたいと思いますが、もう一度お願いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

年齢の引上げということにつきましては、先ほど区長さん方からもご意見があるということで、皆さんのお考えであります。高齢になられる方ですから、お祝いする方が大勢いたほうがよろしいんでしょうけれども、そういった対象とする場合の基準、そういったものにつきましては寿命が非常に長くなっているとか、そういったこともある、昭和42年から75歳ということもあるということでございますので、いろいろご意見を聞きながらいろいろ考えてまいりたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

それでは、3要旨目に入らせていただきます。

3要旨目につきましては、地域ボランティア送迎車に対する保険加入についてであります。なぜこのことを質問するかと申しますと、町長の答弁にもありますけれども、高齢者になれば歩いてくるなり、それから家族に乗せてもらってくるなり、また、近隣の方に乗せていただくというのが常になって、それが当たり前のようにになっていると思うんですが、やはりその当たり前が、じゃあ乗せていってあげますよと言っても、運転手さんも何もなければいいな、ちょっと乗せられた方も何もなければいいなど、お互いに不安を持ちながら誘ったり同乗したりという、そういうのが実際にあるようです。善意で乗せていくからと言ったんだけど、途中で急ブレーキをかけて頭をぶつけて、したらばそんなことがあったら大変だという、そういう心配と、また、乗る方もそんなことがあったら大変だという、そういう心配をされている方々の声が結構聞こえてきますので、乗せてくれる車、車を壊すくらいの事故、あれだったら大変な交通事故になってしまうんですけれども、やはり車を運転する方、そして同乗する方々が安心してその会場まで行けるような、そういう取組というか保険、加入することによって両方の不安がなくなるんじゃないかなと思ひまして、今回この質問をさせていただきます。

それで、社会福祉協議会が窓口になってボランティア、それから福祉活動行事の保険があるわけなんですけれども、この保険に……、大丈夫ですか、保険があるんですけれども、この保険に加入できる対象者と、それからその保険の内容はどのようにな

っているか、お尋ねいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ボランティア保険というものになるというふうに思います。このボランティア活動保険といきいきふれあいサロン保険、行事保険というのが2つあるようでございます。対象者につきましては、ボランティア保険につきましてはボランティア活動者の本人ということで、いきいきふれあいサロンにつきましてはその行事に参加する全員、ボランティアさんを含んでの対象ということでございます。また、この年間を通してのボランティア活動に適用するというので、いきいきふれあいにつきましては年間開催予定日が決まっている、細かく状況が変わっているようでございます。

また、期間につきましては1年間、1年間といたしますか、入ったときから年度終わりまで、これがボランティア活動保険で、いきいきふれあい保険につきましては行事開催日のみ、日帰りのみというようなことで、そういった内容になっております。

議 長 （高平聡雄君）
堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

この保険に加入できる対象者というのは結局ボランティアだけなんですか。それとも、その会場に集まる全員も入れるのか。また、運転手をしてきた人も入れるのか。その点はどのようになっていますでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

詳しく担当課長から説明させます。蜂谷課長から。

議 長 （高平聡雄君）
福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

それでは、堀籠議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども町長も申し上げたとおりでございます。その保険につきましては、ボランティア活動保険というのはボランティアさんが年間を通していろいろな行事をする際に保険として加入されているものでございまして、いきいきサロンにつきましては参加される対象の方とボランティアの方を含めての行事ごとの保険に対するものでございまして、運転手さんにつきましてはこの対象外という形でございます。運転手さんではなくて、その参加される方々の保険という形でございますので、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

では、保険にはいきいきサロンとか、ボランティアのあれとかとあるんですけども、この保険の加入状況、行政区、先ほど町長の答弁ではボランティアの保険等々は行政区の判断でお願いしたいということなんですが、この行政区の保険加入はどのようになっていますでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは各地区でそれぞれ入っておられるようでございまして、毎年入っているところと、そうでないところもあるようでございます。例えば令和元年ですと31地区の方が入っておられて、そのうちで敬老会を予定しているところは26地区ということで聞いております。人数につきましては、それぞれの延べ人数で入るということでありませう。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 (堀籠日出子君)

そうしますと、この保険加入というのはその行政区によって入っているところと入っていないところがあるということなんですね。そうすると、その保険の掛金はどのようになっていますでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これもそれぞれ行政区の会計の中から、敬老会費なのかどうか、その辺のあれはちょっと分かりませんが、各地区でのご負担ということです。

議 長 (高平聡雄君)

堀籠日出子さん。

1 4 番 (堀籠日出子君)

この保険加入というのは、私、すごく大事じゃないかなと思っています。同じ行事をするのに、掛けている行政区は保障がされているわけなんです。掛けていないところは何かあっても保障がされない。やはり敬老会の人たち、高齢者の方々の会合でありまして、当然先ほどもお話しされましたけれども、ボランティアの皆さんもそれなりの年齢になっているわけで、いろいろな開催をしたときに事故ばかりじゃなくて、会場でつまずいて転んだとか、それから何か、最悪のことを言って申し訳ないんですが、食中毒になったとかといったときに、保険を掛けている人たちは保障されるんですけれども、保険を掛けていない人たちは保障されないことになるんですね。

そういうふうじゃなくて、やはりこれは町としての行事なので、これはその資料を全部行政地区から上げていただいて、町で一括して、そしてそういう関係者全員がそういう保険の対象になるような、そういう方法が私は必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議員の今のお話は車の送迎ということではなくて、一般の話の、一般といいますか、ということのご意見ということによろしいのでしょうか。これにつきましては、保険はそれぞれで掛けてもらっていますけれども、町の補助金が行っているわけで、そこの中からそれぞれの地区で判断をしてもらって掛けていただいているのが現状でございまして、その地区によってということがあるわけでございますけれども、多くの地区が入っているということでもあります。

町として保険料という話ではないわけでございますけれども、何といいますか、補助金の中でその地区でいろいろ考えを持った中でご利用いただいているというふうに思っておりました。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

車の運転手のボランティアのほうから全体に行ってしまったんですけれども、やはり町でそういう敬老会なら敬老会の中にそういうものも含めた中での補助金が出ているとなれば、私は全地区が掛けてくださいということはやっぱり区長さんを代表として言わなければならないんじゃないかなと思うんです。今のところ何もそういう問題は起きていないからいいんですけれども、やっぱりこれからいろいろな問題が出てきた場合に対応できるような、そういう準備をしていくのが大事じゃないかなと思っております。

ぜひ全参加者が保険加入できて、安心して行事に参加できるような体制づくりをお願いしたいと思いますが、最後によろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この保険につきましては、今も入っているところ、入っていないところとあって、いろいろなお考えもあってのというふうに思っております。区長会のほうのご意見等も聞きながら、どういった考え方でその保険等に、ほかのことでやっているところも

あるのかもしれませんが、そういったこともございますので、こういった保険があるという紹介はきちっとしながら、ご意見を聞きながらお話し合いをしてみたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）
これで私の一般質問を終わります。

議 長 （高平聡雄君）
以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。
3 番佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）
通告によりまして一般質問をさせていただきます。
私からは2件ということをお願いいたします。
最初は、南川ダム周辺の活性化を問うということでございます。
吉岡の既設商店街に昭和30年から50年代のにぎわいをいかに取り戻すかの計画が進められていますが、同時に地区外の活性化にも目を向けるべきではないかと考えます。
南川ダム湖畔公園及びその周辺は、週末には近隣地の仙台市などから多くの人々が訪れています。また、七ツ森への登山者も年々増え、自然を楽しむ方が多くなってきているようだが、地元の経済にはあまり影響がないとそのように感じているので、以下の点について問います。
1 要旨目、現在、南川ダムの花野果ひろばの建屋は狭く、農産物が所狭しと置かれ、通路の確保が難しく、擦れ違うのもようやくであり、休憩の場として増築されたところにも農産物が置かれている状況であり、この状況をどのように思いますか。
2 要旨目、花野果ひろばの隣接に新たにマルシェ的な機能を持つ軽食やハンドメイドの商品等の販売ができる小さな湖畔の道の駅を計画してはどうでしょうか。
3 要旨目、仙台市泉区とつながる観光・防災を兼ねた林道が今年度中に工事が発注される予定であります。そこで、大和町第五次総合計画に自然を生かした観光地を目的とする先取りの計画として取り入れるべきではないでしょうか、でございます。

以上。

議長（高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、佐々木議員の南川ダム周辺の活性化を問うにお答えいたします。

1 要旨目の花野果ひろば南川湖畔直売所でございますが、建屋についてでございますが、花野果ひろばの床面積は、展示販売コーナー、事務室及び男女トイレを含めて面積92.27平方メートルで、その他に入り口に設置してありますあずまや49平方メートルで、休憩所及び農産物の展示スペースとして利用しております

花野果ひろばの建屋につきましては、以前にも議会の一般質問や施設を使用しております南川湖畔直売組合とのふれあい懇談会におきまして販売場の拡張を要望されておりましたが、当施設の規模につきましては平日の来客者を考慮するなど、十分に検討した結果があることをご理解いただきたいと思います。

また、あずまやにつきましては、物販の拡大を目的に組合からのご寄付により設置していただいておりますが、他の一般店舗同様に農産物を展示できるスペースが外部にあることで誘客にもつながっているものと考えております。

2 要旨目の花野果ひろばの隣接地にマルシェ的な機能を持つ道の駅を計画してはどうかでございますが、七ツ森湖周辺には「蠟梅の咲く頃に」、これは七ツ森生産直売所ですね、「蠟梅の咲く頃に」や民間のレストラン、喫茶店なども点在しております、その相乗効果により花野果ひろばにもぎわいを見せていると思われま。

このことから、花野果ひろばの隣接地だけに観光施設の一極集中を避け、広域的に七ツ森湖周辺全体を観光施設と位置づけていきたいと考えております。

また、花野果ひろばの隣接地を会場としてのマルシェにつきましては、今年10月に開催したダム周辺の観光、飲食、宿泊関係団体で組織します七ツ森農泊推進協議会主催による七ツ森マルシェや、今年度は中止となりましたが七ツ森湖畔公園花まつりも開催されていますことから、今後も官民連携し、七ツ森湖周辺の観光を盛り上げてまいりたいと考えております。

次に、3 要旨目の林道七ツ森湖泉ヶ岳線の開通に伴う自然を生かした観光地の先取りでございますが、本年9月定例会議の一般質問でも回答しておりますとおり、本町の観光は、船形山や七ツ森の豊かな自然を活用した自然体験型の観光を推進しており

ます。

このことから、既存の自然遊歩道や七ツ森ふれあいの里、これはバンガローを含むキャンプ場でございますが、また、蛇石せせらぎ公園などの施設や七ツ森でのトレッキングバスツアーの開催、また、地元有志によりますイベント、七ツ森七薬師掛け等を今後も引き続き支援し、自然型観光資源を有効に活用しながら観光振興を進めてまいります。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

今、答弁をいただきました。そこで、再質問をさせていただきますけれども、これ、何で参考が平日の来客なのか、そして検討したのがいつ、十分に検討していると言うんですが、いつ頃検討したのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その件につきましては、課長のほうからご説明申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

佐々木議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらの花野果ひろば南川湖畔直売所でございますけれども、平成10年度に完成しております。この計画の段階でどれくらいの面積が必要だとかということで、地元の今回でいいますと組合長と南川湖畔直売所の組合とも協議をさせていただきまして面積等を確定しております。それに伴いまして平成11年4月にオープンに至ったということでございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)
佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

今聞いたのは、何かちょっと違うようなんですけれども、建てたときは平日の来客を参考にして建てたということですか、平成10年。ところが、現在は農産物に関してはある一部、要するに吉田と宮床のところでの人だけの販売になっているということでありまして、できれば町内全域を考えてほしいということで私は今回一般質問をして、増築とかをお願いしているという形でありますので、この平日の来客というのは何人なのというのは多分調べられないと思います。ところが、日曜日になるとすごい人が来ているというのは存じておりますでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

はい。シーズンといいますか、冬場とかは別としまして、そういったときに多くの方がおいでになっているというのは知っております。

議 長 (高平聡雄君)
佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

それでは、いろいろ野菜があるわけですが、その中でいろいろな野菜の中で品種、どれくらいか、ちょっと今私も分かりませんが、広げてほしいというのがほかにありまして、日曜日来て、すっかり売れてしまって品物が何もないよと。こう言われたことがあります。非常に残念であります。わざわざ遠くから来ていただいたのに品物が無い、売るものがない、非常に残念。というのは、狭くて場所が置けないというのがありますし、これらについてはいろいろな角度から見人がおりまして、果たして大和町というのはこんなものしかないのかということが言われるんじゃないかと。ほかにもいろいろなものがあると思いますので、少し広げて全域、要するに落

合、鶴巢、全ての地域から物産というか生産物を集めて販売していく建物を造ってほしいと思います。

現在は、さっきも言ったとおり、地元の人たちが組織をつくって経営されております。うまくいっているようでございますので、これを利用しない手はないんじゃないかなとこう思っております。さらに施設も、何か冷蔵庫を置いたら床に水が流れるとか、危ないとかというのがあるので、何か排水については町にお願いしているということもあります。そういうことからして、そろそろいろいろな形で広げてもらいたいなと思っております。特に花を置くところがないんですよね。花を売りたいという人、いっぱいいます。そういうのも考えてほしいということでございます。

そして、これら野菜を出すことによって老人が一生懸命働いて、小遣い稼ぎで一生懸命なんです。それが売場所がないということになって非常に寂しいということでもありますので、そこら辺、町長はどのように考えておりますか。

議長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

品物がないというのと売場がないというのと、非常にあれなんですけれども、品物については売れているということだと思いますので、納めるといいますか、そういったことは生産者の方になくなった分を補充するというのもやっていたらというふうには。

例えば伊達のあ・ら・伊達な道の駅ですか、あそこですと朝取り、昼取り、夕取りという形でその都度新鮮なものを入れて売っているという状況もございます。せっかくお客さんが来て、ないということですので、品物の補充をやっていただいております。品物を提供していただくというふうなご努力と申しますか、そういったこともやっていたらというふうには思っております。

また、花とかのシーズン、外のあずまやとかを造っていただいて、そういったご協力もいただいておりますので、そういった状況の中でご協力をいただいております。そういった皆さん、ご努力、一生懸命やられていると思いますけれども、そういったせっかくのお客さんを逃がさないためのもう一段の工夫というのか、ご協力というのか、そういったことも大事なんではないかというふうにも思っております。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

今、伊達な道の駅と比べられてしまったんですけれども、あそこここは非常に規模的に大分違うんであります。いろいろな方が見えられるという伊達な道の駅とは何ぼか違うのか、全然違うのかな、いずれにしても生産者の皆さんが、続けます。それと同時に補充しなさいということでもありますけれども、これは非常に、シイタケとか、あんなのは常にやるので補充できますけれども、野菜については朝取り入れてその日に売ると。まさかこんなに売れると思わないというときもあるわけでございます。別に冷蔵庫でもあるのであれば別でしょうけれども、なかなか補充は難しいという現状でございます。

その分、1人や2人の同じ製品じゃなくて、多くの10人なら10人の製品があれば、これは当然そっちのほうを買うというお客さんは目を向けて売れるんじゃないかと、こう思います。がっかりして帰られた方も多いいということも聞いて、この間ありましたので、ぜひそこら辺を解消するには何をしたらいいかというのが我々と町じゃないかなと、こう思っております。テントを張ってやればいいんだか、何か分かりませんが、ここら辺はぜひ考えていただきたいと思っております。

それと同時に、冷蔵庫関係でありますけれども、本来ならばあそこで冷凍物も買いたいという人は中にもいるんです。ここにはないんですかという、そういう施設がないということでありまして、これは当分置けないのかなと思っておりますけれども、そういう生ものを欲しいという人もいるということもひとつ酌んでいただきたいなと思っておりますので、ぜひせつかく来る人をただ帰すんじゃなくて、少しでも置いていってもらうものも置いていってもらうということでございます。これは一般の町民の方からも大和町民の方からもぜひあそこで商売をやるべきだと言う人が多いようでございますので、そこら辺を検討していただきたいと思っております。

3 番 （佐々木久夫君）

置いていってほしいことについて、町長はどのように考えているかを聞きたいんですけれども。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

せっかくのお客さんにサービスを提供するという事というふうに思っておりますが、今のお話ですと売るのがなくなってしまうということですので、そうだとすれば販売する人を増やすと、例えばお店に納品する人。そうすることによって、1つの売場面積は少なくなるかもしれませんが、後ろに時間を長く売るということを考えれば、まず入る人を入れて、納品する人を増やしてもらって、そして商品、品数を多くするとか、そういったことも一つの考え方ではないかというふうに思うんですけれども、決して佐々木議員の言っていることを否定するという事ではないんですが、考え方の一つとして午後から品物がなくなってしまうということですので、広くしてもなくなってしまうものはなくなってしまうんだと思うんですね。ですから、そうであれば品数を増やしてやるということで、参加する方に、もう少し多くいろいろな種類を増やすとか、そういう方法もあるんじゃないかなというふうにちょっと思ったところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

2要旨目に入るのであれば、ここで休憩したいと思います。（「ちょっとその前に」の声あり）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

今、答えの中に順番に物がなくなったら補充する、いろいろな種類をここでやれというような町長のお話でありますけれども、果たしてそういうのが可能かどうか、商売をやっている人がそういうことが可能かどうか、ちょっと今のところ私も分かりませんが、これについては当然、花野果の皆さんと話をしながら決めたいと思いますけれども、いずれにしろ、建屋を増やしてほしいという希望はいっぱいあるということだけでもお伝えして、1要旨目を終わりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の14番堀籠日出子さんの一般質問に際して、後ほど報告する事項がありましたので、ここで報告を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、議長からお許しをいただきました。先ほど午前中の一般質問の中で堀籠日出子議員からのご質問、後ほど回答をとということでございましたので、担当の蜂谷課長のほうから報告させたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

それでは、先ほどの堀籠議員のご質問に回答できなかったもので、お時間を頂戴しまして報告いたします。

今現在74歳になられた方が、今10月末現在で312名ございます。73歳から70歳までにつきましても、およそ300台の人数になっております。73歳ですと330名、72歳ですと343名、71歳ですと323名、70歳ですと338名の10月末現在の人数でございます。

回答でも全体の対象人数が3,100人ほどという回答をしておりましたが、それを踏まえまして来年度の見込みという形で福祉課で考えている人数が3,569名でございます。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。報告いたします。

議 長 (高平聡雄君)

佐々木久夫議員、発言席に。

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

では、午前を引き続きまして午後も質問させていただきます。

2要旨目でございます。先ほど答弁をいただきました。こういういろいろな店の紹介もあったようでございますけれども、私が求めているのは、雨が降る、寒い、冬期閉鎖をしなければならない、売りたいものも売れないというような時期にかかってきております。それで、あそこにあまりに物を置いたために、そこでやるわけですよ、屋根のついたところで。そこでやるのは非常に寒くて、一応ビニールシートとかで囲ってはいるんですが非常に寒いということで、なかなか訪れる方が少なくなっているというのも現状です、冬。そういう状態になれば売りたいものも売れないというような形になってきておりますし、早い話が腹が減っても食べる場所がない。

周りには、先ほど「蠟梅の咲く頃に」ですか、いろいろな形で食べる場所があります。しかしながら、皆さんはこの「蠟梅の咲く頃に」とか、いろいろな販売店がありますけれども、果たしてそこまで行って食べるかどうかということになるんですよ。どうしても花野果に来て物を買いながら食べたいというのが本音かなと思っております。

それで、何でこの湖畔に小さな道の駅を計画してはということでもありますけれども、将来に向かっていろいろな形でここを利用される方が増えてきている。先ほど午前中も述べたとおり、非常に土日は大勢の人が来ていると。それで、冬になれば当然半分以下になるのは知っておりますけれども、ぜひ冬でも多くの人に来ていただくために湖畔の、この比べるのがあまりに大きかったので、町長、あまりに大きく比べたんですけれども、もう少し、もっともっと半分でもいいので、そういう建物をやって道の駅、要するに販売、この間、11月にありまして、お祭りをしました。そこで売れたのはやっぱりあれなんですよ。何というんですか、いろいろな餅とか、まんじゅうとか、ああいうのが売れるんですよ。そういうのはほかの店というか周りではやっていないんですけれども、先ほど周りの商店の人に遠慮するような話もされておりますけれども、決してそうではないと私は思います。

ぜひそういうのを考えますと、できるだけ早く道の駅的な建物を建てていただきたい。そこに建てることによって人は集まり、また増えてくると思います。その場所を目的に来る人も増えてくるだろうし、そしてまた、そこにまた珍しい食べ物とか、いろいろな製品、いろいろな手作りしたものとか、皆さんが一生懸命作っている、産業まつりでも結構いろいろなものが展示されております。ああいうのを置く場所があっ

たら、ますますお客さんが増えるんじゃないかと、こう考えての質問でございます。
そこら辺を私は考えているんですけども、町長はどのように、そういうことに対してどう思いますか。

議 長 （高平聡雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

マルシェ的なということで、私は花野果ひろばと相乗効果を狙ってというお話かというふうに解釈しておりました。それで、道の駅のお話をしたのは伊達な道の駅のお話ではなくて、そういった形であそこの場で朝取り、昼取り、夕取りという形で定期的に品物を納品しているというお話をさせてもらいましたので、規模とかそういった意味で申し上げたのではないところでございますので、よろしくお願ひします。

今の議員のお話は、あの近くにもっとお店を出して人を、食べられるところ、そういったものを造ったらどうかということになっていくのかというふうに思いますけれども、冬場とかになりますとどうしてもあのエリアは花野果もお休みになるという部分もあるというふうに思いますけれども、冬場は釣りとか、ワカサギ釣りですか、そういった方は来られるんですけども、なかなか観光という部分につきましてはお客さんが少ない状況だというふうに思っております。

そういった冬期も含めての集客ということの考え方ということであろうかというふうに思います。ほかのお店につきましても、冬場についてはいろいろ土日の営業とか、そういったことでやっておられるようで、そういったことも考えるとすれば、考えるとなればといいますか、そういった場合にはまた違った観点からの冬場の魅力を出す何かをやるとかそういった、今どうしても夏場といいますか、緑とかそういった部分の観光というものがどちらかといえば増えているわけでございますので、そういった年を通してという考え方になるとすればいろいろな、そういったことが可能なのかどうか、お客さんが来られるのかどうかということもあると思いますけれども、そういった広い観点から考えていかなければいけない課題になってくるのかなというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

冬場、人が集まるかどうかというのは私も心配でありますけれども、実際、今後は雪を見に来る、滑りに来る、いろいろな形で多くのお客さんが来るという形、そういうのを考えながらやってほしいなと思います。

いずれにしる建物を建てることによって展示、要するにいろいろな小学生が描いた絵とか、展示することも可能ということになると思いますし、また、イベントもやりやすくなるのかなと、こう考えております。そこら辺を全体的に考えてほしいなということでもあります。

午前中も言いましたんですけれども、生ものを置くところがないということも含めまして、花野果の今の状態も狭いんですけれども、その隣にさらにマルシェ的な機能を持つ建物を建てればそこにも物が置けるということでございますので、そこら辺をひとつ理解してほしいなと、こう思っております。

答弁は、2要旨はこれで終わりたいと思っておりますけれども、ぜひこのことについて地元の方の要望も非常に強いということを中心に刻んでほしいなと思っております。

それでは、第3要旨目でございます。

今、実際、仙台市泉とつながる、防災を兼ねたということでございまして、林道が建設されようとしてございます。その林道でありますけれども、非常に珍しい林道でありまして、一級林道ということでございます。一級林道は幅員5メートルということとです。そして、舗装が4メートルということに聞いております。

今から国内というか、外材が非常に入りにくい、そしてまた、国産の木材は非常に高い。何でかという道路がないからというような話でありまして、そういう林道の整備もそのためにやるのではないかと思いますけれども、反面、このような立派な道路は何で造らなければならないかと。町の協力を得まして負担もありますけれども、これは最初から観光道路と災害、要するに防災を兼ねた道路だということであらうと思っています。

私から見れば、道路は非常にいいんでありますけれども、それに伴いましてごみが置いていかれるんではと、そういう心配もございまして。ごみを置いていかれるだけであってはならないと。そのためにはどうするかというと、やっぱりいろいろな形で花野果を含めて南川周辺でお金を置いていってもらいたいということも考えなければならぬと、こう思っております。

そういうことを考えますと非常に重要な道路、特に何と申しますか、当初は10年ぐ

らしいの計画でありますけれども、実際、県内にほかに道路を造るところがなければ予算がかなりつくというような話を聞いてございます。下手すると5年で完成するかもしれないという話も聞いておりますけれども、これらの道路が早まることによっていろいろな角度でこの大和町が通り道にならないように努力しなければならないと私は思いますけれども、町長、どう思いますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ご案内のとおり、林道につきましては今、仙台市と共同といいますか、形で工事をスタートしようとしております。工事時期につきましては、予算の関係もあるということではありますが、ならばできるだけ早くというのも我々の望みでもあります。

今回の林道につきましては、林業の振興のためということももちろんありますし、また、観光とか、そういった大きな目的のためにもいろいろ活用できる道路だというふうに思っております。できることによって仙台方面から来る、何といたしますか、お客さんが来やすくなるとか、そういったことで大和町宮床地区あるいは南川ダム、吉田と人が来てくれるというふうに思いますので、お話のとおり通過することではなくて、来ていただいた方には便利に来られるわけですから、観光といいますか、大和町に来ていろいろ楽しんでもらえる、あるいはそういった憩えるという場にもなるように我々もやっていかなければいけないというふうに思っています。単に道路が通ったからそれでいいというものではなくて、それを活用するということが大変大切なことだというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

何でそれを聞いたかという、答弁のその中に観光は船形山や七ツ森の豊かな自然を活用した自然体験型の観光ということを答弁いただいております。あとは七ツ森でのトレッキングバスツアーの開催とか、いろいろありますけれども、どうなんでしょう。自然体験、山ですか、観光、山だけを見て行って、自然でやって見ただけ帰られ

たんではとてもとても、本当にごみを置いていかれるというふうな状態じゃないかなと思います。自然体験型というのはどういう観光だか、ちょっと私も分かりませんが、キャンプ場を張ったりなんなり、いろいろやるんでしょうけれども、これについてもいささか経済的な効果はないんじゃないかなと思っております。

現在も芋煮会とか、やっておりますけれども、芋などは全部全て持って行って、灰だのは皆置いていくというふうな状況です。片づけにも結構お金がかかっているんじゃないかなと思います。そういうのを含まないと、いろいろな芋煮の資材とかは、まきとかは自分のところで、大和町で売るといった形を取っていかないと経済効果はないかなと思います。

これについて町長、どのように考えておりますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この自然体験型の観光ということでございますが、自然を活用したということであり、一般的に言う例えば歴史的に古いお城、青葉城があるとか、松島のようなそういったあれがあるとかということではないところでありますので、そういった中で観光、大和町の場合は自然を利用した観光ということになります。これでお金がどうのこうのと、お金をもうけることをしませんとかという話ではなくて、基本の考え方がこういうことだということを申し上げておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

さっきちょっとお話がありました芋煮会とかそういったものについて、確かにそのとおりです。なかなか、以前には町の中でも準備しておったことがありますが、コースがこのルートが違ったりとか、なかなかそういうことができなくて、そういったものについての何といいますか、買物とかをなかなかしてもらえないといいますか、そういう状況であるということです。

そういうことではありますけれども、あのエリアで物販とかそういったものをしませんよということではなくて、それは当然その中ではやっていくわけですが、それで税収が通常の観光地、蔵王とかあいうところのように観光で町政の税収の大きな税として見るとか、そういった観光ではないということございまして、そういうことではありますけれども、何回も繰り返しになりますけれども、だから販売をしな

いとか、そういう考え方は持っておりませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

言っていることは大体分かるんですけども、私とすれば、来たからには汚さないで少しは金を置いていってもらいたいというのが本音でございます。

それで、もう一つ聞きたいのが看板類でございます。遊歩道について全て看板が網羅されているかどうか、案内板ですね。それがちょっと今不安になりました。今言われて初めて聞いたんですけども、ぜひ道案内の看板、名勝、歴史、これら全て、どうなんでしょう。南川ダムの中には、パンフレットは多分あると思ひますけれども、なかなか持っていかないというのが現状でありますけれども、いずれにしる、パンフレットがあったとしても看板がなければ見ようがないと。そういうのでぜひ看板にも町の特色あるものを説明していただき、案内板も充実していただかなければ、何の意味もないのかなと思ひております。

私たちが自然の観光、観光と言っているけれども、来る人は単なる山を見ていくのか、いろいろ歴史とかなんとかを覚えてもらっているものだから、そういうことも考えますと非常に不安があると思ひます。ぜひ、せせらぎ公園とか、いろいろなものもあります。とにかく珍しい川で遊ぶ子供たちもいっぱいいるわけですから、あそこでいろいろ事故もあったようでございますけれども、これらを含めると看板の充実と見回り、しっかりしていただきたいと思ひますけれども、町長、その点をよろしく回答、お願ひします。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

案内の看板あるいは地域説明の看板というんですかね、そういったものについて、七ツ森の上の看板を替えたりとか、いろいろ順次やっているところでございますけれども、不足している分につきましてはそういったものをしながら、皆さんが分かりやすいような案内、そういったことは心がけていかなければいけないというふうにお願ひ

ますので、よろしく申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

ぜひいろいろな面で南川ダム付近の、ここも含めて今後いろいろな形で私のほかに質問される方がいろいろ出てくると思いますので、ぜひ、一般質問があるということはそれだけ関心があるということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それでは、2件目に入りたいと思います。

2件目でございます。希望育む農業をということでございます。

過剰米による減反対策事業により、最近、転作作物の作付指導があつて、ようやく軌道に乗ろうと前向きに進んでいたときに農家の主力米の価格下落となり、働く意欲が薄らいできています。

これからの農業はどうなるのか、助成金、補助金に頼らざるを得ない状況で後継者を育てるのも難しく、不安だけが募る現状について、以下の点について伺います。

1 要旨目、転作作物を作る指導だけでなく、いかに安定した収入をもたらす農業が必要である。必要であれば生産だけでなく加工し製品化する第6次産業まで町として指導する考えはあるかでございます。

2 要旨目、これからの農業は労力の削減が必要であり、それには耕作地の整備と大型機械の導入、そしてIT化を図らなければならないときがすぐそこに来ている。そこで、町としての取組と指導を考えていますか。

3 要旨目、米に代わる農産物、価格に見合う野菜と果樹、それともほかに何かありますか。あまり労力を必要としない作物はないか等、今まで町とJAとで話し合ったことがありますか。また、将来の作物と農業の在り方、耕作放棄地等、取組を検討してみてもはどうでしょうかということでございます。

よろしく申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問ですが、初めに農産物の生産だけではなくて、加工し、製品化する第6次産業まで町として指導する考えはあるのかに関するご質問でございます。

ご質問のとおり、農業を取り巻く環境は後継者不足や高齢化、さらに米価下落等によりまして労働意欲の低下を招いていると考えております。これらの現状を捉えて、国及び県でも時局に応じて農業振興の支援施策を実施しており、これらの補助金等を希望する農家へは町及びJA等が協力して補助金採択となるよう農家支援を行っている状況でございます。

しかし、国等の支援施策は人・農地プランに沿った農地の集積・集約化による規模拡大等の条件があり、小規模農家支援策が少ないという課題もあるところでございます。転作作物につきましては、主食用米同等の農家所得となるよう国の水田活用の直接支払交付金に加え、町としまして町地域水田農業推進協議会を通しまして農家支援を行っているところでございます。

また、ふるさと納税の返礼品としましても落合地区の農業法人の主食用米や牛肉を活用し、鶴巣地区の玄そばについては製粉販売や乾麺として商品化しており、生産農家から加工や第6次化の相談があった場合はJA等と協議しながら対応している状況でございます。

次に、農業労働力削減のための耕作地整備と大型機械導入、IT化について、町としての取組と指導を考えているのかについてでございますが、耕作地整備につきましては、大和町吉田地区農地整備促進委員会から要望がございました金取北地区を令和4年度から県営事業として耕地整備事業に着手していただくこととなっております。また、大型機械の導入につきましても、生産農家の希望に添った内容で国、県の補助事業が採択となるよう町として支援に努めているところでございます。

最後に、本町の農業振興につきましてJAと協議をしているのか、また、将来の農業の在り方、耕作放棄地等、取組を検討してはどうかについてでございますが、新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部と黒川管内市町村農業主管課で毎年春と秋の年2回、農業振興について情報及び意見交換を行っておりますが、令和2年度以降はコロナ禍ということもあり、秋の意見交換だけを行い、次期作付や農業振興施策について意見交換を行い、新年度への予算反映を行っている状況でございます。

過去にJAで推奨しましたタマネギ栽培の例を挙げれば、国内の主産地が佐賀県、兵庫県、これは淡路島でございますが、北海道であり、収穫期が南から北へ北上する

こともあり、地理的条件から黒川管内で実証栽培をした経過がございますが、水田での園芸作物ということもあり、土作りが難しく主産地には至らなかった経過がございます。

園芸作物や果樹栽培につきましては、機械化は進んでおりますが、基本は手間がかかる農業であることから、町やJAが品種を奨励するのではなく、農家自らが栽培作物を選定しないと定着は難しいと考えており、最近では行者菜を生産農家が自ら選定、栽培し、自ら販路開拓を行い生産拡大をしている例がございます。

耕作放棄地対策につきましては、毎年、町農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査を実施し、不作付地につきましては、その程度に応じて「良好」のいつでも耕作可能農地、「A」の少し手を加えれば耕作可能農地、「B」の耕作可能とするには相当な労力を要する農地の3段階に判定し、その後、所有者に今後の利用意向を確認しているところであります。さらに、毎年度の生産調整及び水稲作付実施計画書に基づく町職員及びJA職員によります転作現地確認の際にも、不作付地である自己保全農地についても同じように調査し、農地利用状況調査の精度を高めている状況であり、特に「B」判定の農地については所有者の意向があれば非農地とすることも必要と考えております。

また、将来の農業の在り方については、国の食料・農業・農村基本計画に沿った内容で農業・農村振興を図っていくことが重要であり、手厚い農家支援につながると考えているところでございます。

以上です。

議長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3番 (佐々木久夫君)

答弁をいただきました。再質問をさせていただきますけれども、先ほど参考例で、私は穀物を製品化し販売する、そして生産者に厳しいということでありまして、米粉、要するに小麦粉の販売ルートも含めて検討してほしいという要望を出しました。それで、実際、鶴巢の玄そばについては製粉販売もしているということですので、これは実績はどうなんでしょうか。

議長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

すみません。今の議員のご質問は、実績というと、製粉販売や乾麺の商品化の実績ということですか。（「はい」の声あり）

では、その件につきましては遠藤課長のほうからお答えします。

議 長 （高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

それでは、ただいまの佐々木議員のご質問にお答えしたいと思うんですけども、初めにソバの作付でございますけれども、作付面積は大体、大和町で130ヘクタールほど作付してまして、そのうち鶴巣地区で100ヘクタールほど作付している状況でございます。

それで、鶴巣そば組合というところで鶴巣地区それぞれの地区で8地区ほどでやっているんですけども、それを取りまとめて100ヘクタールということでございますけれども、毎年の玄そばの収量が安定しないものですから、なかなか乾麺とかはそのときの状況に応じて乾麺だったり製粉しているということで、町のほうに手元には今現在ちょっと資料はございませんので、鶴巣そば組合のほうから資料を取り寄せてということで後ほど別な機会にちょっと報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

分かりました。では、後ほど聞かせてください。

それで、私、思うのには、麦も結構、小麦を作っている人が多いと思います。それで、聞いたら単価がキロ当たり40円とか、そんな話で聞きましたので、非常にこれからやっていくのは難しいのかなと。ただ、補助金があるからやっていけるんだよという話でありますけれども、どうでしょう、小麦粉にして販売ルート、小麦に関しては

あるような気がするんですよ。

ここには大和町に大きなパン工場があります。それと同時に中堅の学校給食を出しているパン工場もあるわけですから、そこら辺に今の小麦は使えるか使えないか、大和町産の小麦は使えるか使えないか、いろいろと開発、研究していただいて、今後いろいろな面で小麦の改良、農業普及所というのは多分、県の施設があると思いますけれども、そういうのと相談していただいて、できれば第6次産業を大和町につくってほしいなという考えを持っておりますが、町長、どうでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

麦を作られている販売ルートの確保といいますか、ということなんだというふうに思います。麦を作られる段階で検査等を受けて販売するということになるというふうに思いますが、そうした場合にはその検査を受けてそういった集荷団体といいますか、を通じての販売ということが一つあるんだというふうに思います。

あと、個人個人で販売ルートということになった場合は、基本的には個人個人ということになると思いますが、町としてそういったルートについてなかなかそういったものを今持っているわけではございませんので、こういった製品があって、このぐらい取れて、こういったものがあるってそれを販売するといったときには、そういった何といいますか、安定供給とかそういったことも必要になってくるんだというふうに思っております。

また、品質ですね。地元パン屋さんとかがあるわけですが、ああいったところでそういったところからお買いになっているのかちょっと分かりませんが、価格の問題とか、そういったこともあると思います。そういったパン屋さんとかにご紹介を町としてしまして、生産者の方のお考えとか、そういったことを聞いてもらうとか、場合によってはそういった、うまくいったら買ってもらうこともできるのかどうか、そういった形でそういった例えば地元の企業とか、そういった方に町としてのご紹介とかそういったことは、お話を聞いてもらうということですね、そういったことはできるというふうに思っておりますが、そういうことが成り立って初めて製品化ということになってくると思いますので、その順番を踏んでいくということになっております。

生産量がどのぐらいでとか、そういったことも出てくると思いますので、販売ということについては町としてはそういったルートの知っている部分についてはご紹介をしたりということは可能でありますけれども、製品化にすることについてはやっぱりそういった専門的な、お手伝いはしますけれども、そういったことについてはやっぱり生産者の方とかそういった方々が、農業団体とか、そういった詳しい方等も含めて相談しながらそういった方向性を見出していくことが大事ではないかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

町で販売してほしいということは考えていませんけれども、今後、減反政策によって小麦栽培がばんばん増えてくるような気がします。そうした場合、受入先として地元が一番近いし、要するに安定供給は必ず必要だと思いますので、そういうのをしっかりして、生産者が組合なりをつくって安定供給に努めた場合は、町としては紹介していただけるというような答弁をいただきました。

ちょっと時間がないので急ぎたいと思います。それで、これから農業は天気に物すごく左右されると思います。それで、今、はやっているのが全天候型、要するにハウス栽培、これは今後この大和町でも考えていかなければならないし、やりたいという人がいるようですね。進んで指導していただきたい。これには国、県、町の助成金が多分入るとは思いますけれども、ぜひ町として多くの助成をどこからか捻出して供給して、農家の人を潰さないように努力していただきたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、ハウス栽培というお話でございましたけれども、農業には様々な補助制度がございます。国の復興助成と県の補助制度、また、町としても応援できる部分、そういったものについて農家の方のご相談といたしますか、意欲、能力のある方につきまして

はしっかり応援して、これまでも応援しておりますし、やっていきたいというふう
に思っております。

以前にもハウスの場合、例えばハウレンソウとか、そういったこともあってやった
経緯がありました。そういったこともやっておりますので、そういったことについて
はご相談いただければ、そういった制度等々のご紹介あるいはご協力、そういったも
のも一緒にやっていきたいというふうに思います。

議 長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

今、協力するということをいただきましたので、いろいろな形で農家の方、そして
また、法人化された農家が相談しに来ると思いますので、ご協力のほどよろしくお願
いします。

ちょっと時間がないので進みますけれども、今、稲を作る水利が物すごく大切だと
思います。それで、嘉太神ダムが今、一生懸命整備されておりますけれども、残念な
ことに泥とか砂が蓄積されている、浚渫はあまりないというような話を聞いてい
ます。あんなに大きなダムがあって水利がなくなるというのは非常に悲しいと。それ
を確保するためには土を取っていただいて、浚渫をやってもらうということをぜひ、
毎回出ておりますので再度県のほうにお話をさせていただきたいと思いますが、どうで
しょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今、嘉太神ダムにつきましては、浚渫ということはないんですけれども、工事をし
ております。その段階で浚渫の部分については一部分という形になっておるところで
ございます。事業的にちょっと延長ということもありますので、それを早くしてもら
うということ等々はお願ひしていきたいというふうに思っておりますが、当然、水利
については水の確保ができないような状況になるということにはならないように県の
ほうにもしっかりお願ひしていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

1分前でございますので、最後の質問をさせていただきたいと思います。

農業新聞によりますと、財務省が減反作物等含めまして、そろそろ吟味する助成金の見直しが出てくるんじゃないかと、財務省のほうは見直しなさいと、こう言っております。

それで、それらを含めまして、今後、農業人口が減っていくという話が今朝の新聞にありまして、食を支えるには農業、公共性を今度考えなければならぬというようなところまで来ているようでございます。公務員の方も生産農家の兼業をやるということでございますので、アンケートを200人から取ったら9割の方が……。

議 長 （高平聡雄君）
時間が経過しておりますので。

3 番 （佐々木久夫君）

賛同していますということでございますので、今後もしろいろな形で農業に尽力していただくようお願いして、質問を終わりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
以上で佐々木久夫君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

午後1時44分 休 憩

午後1時55分 再 開

議 長 （高平聡雄君）
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
5番今野信一君。

5 番 (今野信一君)

通告に従いまして1件3要旨、お願いしたいと思います。

高齢化に伴い発生する諸問題について。

厚生労働省は、「セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や、高齢者の消費者被害への対応」を平成27年に示しております。

本町の取組についてお伺いします。

1つ、消費者被害に遭った高齢者は、自身の判断能力低下等の露見を恐れる理由から、その事実を隠蔽する傾向がございます。そのため被害の概要を把握することは難しいと思われまます。被害に遭っていてもその事実を認めようともせず、町や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあると聞きます。

町はどの程度状況を把握して、対応を行っているのでしょうか。

2つ目、介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆるセルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる方も多いと聞きます。それまでの生活歴や疾病、障害の理由から、町や地域包括支援センター等の支援を拒否するケースもございます。この状態が続くことにより、生命、身体に重大な危険が生じるおそれや、孤立死に至ることにもなり、問題は大きいと思われまます。

状況の把握と取組をお伺いします。

3つ目、町は認知症高齢者数を735人と推計し、これは令和2年度ですね、相談窓口の設置、認知症サポーターの養成、認知症カフェの開催など、専門的な相談支援体制を充実させ、必要な医療・介護サービスに努めておりますが、今回取り上げた消費者被害やセルフ・ネグレクトに関する対応は今まで以上の広い範囲での組織連携が必要と思われまます。

今後の取組をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いします。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、今野議員の高齢化に伴い発生する諸問題についてお答えをいたします。

1 要旨目の消費者被害に関して町はどの程度状況を把握し、対応を行っているのかでございますが、総務課で行っております消費生活相談につきましては、令和2年度で12件、令和元年度で23件の相談がございました。

また、福祉課及び地域包括支援センターには令和2年度で23件の相談がありました。その内容の一部としましては、宗教の勧誘等の相談があり、地域包括支援センターの対応としましては、近所からの聞き取りや近隣住民へも声がけをして、警察にも相談をして今後の予防に努められたと報告をいただいております。

町では、各地区で実施しております生き生きサロンに対する出前講座のメニューとして権利擁護等の講座を実施しており、消費者被害に遭わないよう注意喚起するとともに、万が一被害に遭った際の対応方法や、悩まずに地域包括支援センターへ相談するように周知を図っております。また、広報たいわ7月号において「安心した暮らしを守るために」と題し、消費者被害防止のための記事を掲載し、注意喚起を図っております。

引き続き、相談窓口として総務課で実施する消費生活相談や地域包括支援センターを周知するとともに、新型コロナウイルス感染症に便乗した消費者トラブルや役所を名乗った還付金詐欺等に遭わないように、大和警察署、介護事業者、地区役員、これは区長さんとか民生委員の方々などがございますが、あと関係機関、職種と協力し、注意喚起を図ってまいります。

2 要旨目のセルフ・ネグレクト状態にある高齢者についてですが、地区の区長さんや民生委員の方からの情報を基に、町と地域包括支援センターが本人に対してどのようにアプローチすべきかを検討し、対応を行っております。

介入を拒否しそうな方につきましては「この近所を回っていました」、「地域包括支援センターはご存じですか」など、必要に応じた見守り支援や必要なサービスが適切に提供できるように介入の仕方を工夫し、専門職が少しずつ関係性を築きながら支援を行っております。

そのような方を早期発見、早期対応につなげるためには情報の収集が大切になりますことから、地域と町、地域包括支援センターのネットワークづくりをより一層強化し連携を図ってまいります。

3 要旨目についてでございますが、高齢者を取り巻く環境は多様化、複雑化しており、消費者被害やセルフ・ネグレクトのみならず、独居高齢者の増加、身体機能の低下、認知症等、多岐にわたる対応が必要となります。

そのような中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシ

システムを推進しておりますが、地域の医療と介護の連携、認知症カフェや生き生きサロンでの地域住民との連携等を継続し、大和町地域福祉計画の目標とする「みんなで支え合う地域づくり」、「人と人がつながる地域づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」、「適切な支援が受けられる地域づくり」の達成のため、大和警察署、介護事業者、地区役員、区長さん、民生委員など様々な関係機関、職種とのネットワークを構築し、連携を図ってまいります。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

それでは、再質問させていただきます。

第1 要旨目でしたけれども、消費者被害、総務課のほうでまずご相談があるというふうなことでございました。それはどのような形の取りまとめをしているのか、どういう形で数値化しているのか、例えば年齢はどのぐらいの方ですとか、男女ですとか、その方が年齢に応じた認知症が入られるか、その危ぶまれるような方がどのぐらいいらっしゃるのか、それとも精神疾患とか障害をお持ちの方ですとか、そういったところまで把握、そして事例とか、そういったところまで総務課のほうではまとめておられるのか、数値化していただけるのか、それを質問します。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

消費センターにつきましては総務課でやっておりますけれども、包括と一緒に福祉課のほうでその取りまとめをしているということでございますので、そちらからご報告させたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

それでは、今野議員のご質問にお答えさせていただきます。

総務課で対応していました消費生活相談の件数でございますが、私のほうで聞き取りをしまして、内容が令和元年と令和2年分というのを手元に持っておりますので、それを報告させていただきたいと思います。

令和2年度で総務課で消費生活相談を受けた件数につきましては、12件でございます。その取りまとめの内容につきましては、電話での問合せが5件、窓口相談に来られたのが7件で12件でございます。相談内容につきましては、医療費負担とか、商品の販売の相談とか、そういった形でいろいろございます。ただ、相談された方々の年齢でございますが、12名全員の方々の年齢等を把握しているわけではございませんで、そのうち高齢者の方々になりますと、いろいろな相談で60代の方という対応になりますけれども、このとき12名のうち3名がいらっしゃるということでもあります。

令和元年度につきましては、相談が23名の方、いらっしゃったようでございます。内容的には、架空請求のはがきが来たという相談でございます。そのうち高齢者といえますか、その他の相談があった60代の方では2件、70代の方では3件のご相談があったと聞いておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長 (高平聡雄君)
今野信一君。

5番 (今野信一君)
県のほうの消費者センターですか、そういったところにも相談なんかにも行かれると思うんですが、そういった中で大和町内に属するようなことは県からは町のほうに下りてくるんでしょうかね。

議長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町長 (浅野 元君)
県に直接行ったものがフィードバックというか、そういうことだというふうに思います。ちょっと今の、確認できていけませんので確認させてもらいたいと思います。そういうことは来ていないんじゃないかと思いますが、ちょっと今、資料を持ち合

わせていませんので確認をさせていただきたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)
今野信一君。

5 番 (今野信一君)
それでは、大和町総務課だけでなく、社会福祉協議会ですとか地域包括センターとか、そういったものとの情報の共有ですか、そういったものはどのように行われておるのかお伺いします。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
関係機関との情報の共有ということでございます。担当からご説明します。

議 長 (高平聡雄君)
福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)
今野議員のご質問にお答えいたします。
総務課の消費生活相談、あと社会福祉協議会のほうの相談、高齢者についてのご相談があった場合でございますけれども、それは町というか、福祉課を通しまして、あと地域包括支援センターのほうに連絡して実態といいますか、そういった情報は流しておりまして、それを関係するように調整をしている状態でございます。
以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)
今野信一君。

5 番 (今野信一君)
やはりこの問題は意外と一人の方が何回も度重なって被害を受けているようなもの

もあつたりなんかするので、情報の共有といひましようか、あと窓口がどこか分からないというふうな方に関しましては、やはり社会福祉協議会に行ったり、町にいらっしやって総務課のほうに行ったり、あと高齢者の方ですと福祉課のほうに行ったりとか、いろいろまちまちなもので、そこいらの情報共有としてするのが必要なのかなというふうに思われましたので、そこいら、きちっとできているのかなと思つて、また、あと県のほうに直接行かれた方が、それが町のほうに「お宅の町でこういう案件がありました」みたいな形の情報というものが下りてくるならば、それであとこちらのほうで対応するのかなとも思ひましたのでお伺ひしました。

実際そういうふうな情報が来てその情報、なかなか出てこないのが現実なのかなというふうに思ひます。今回資料として出てきましたセルフ・ネグレクト状態にある方や消費者被害に遭われる方、厚生労働省のほうで少し調査をしたところの報告書というものが上がつてきて、それを目にしたんですが、やはり一番の問題がその件数が少ないというんでしようか、そういう被害に遭つた実績というか、そういうような案件というものが、皆さん出せない。やはり出すことによつて家族に迷惑がかかつてしまふですとか、あと買った相手に対して迷惑がかかるとか、迷惑というんでしようかね、もし返品なんかをした場合のその後が怖いといひましようか、そういうことですか、そういうことであるならまだしもなんですけれども、その売つた方に関して物すごく親近感を覚えてしまい、そんな人じゃないというふうな思ひ込みというものがあったりとかして、結構高額なものを買われているというふうな状況があつたりなんかするそうです。

ですから、数的なものは、今ここに上がった数を押さえておいていふのは大変すごいなと思ひました。本当、各自治体にアンケート調査をしたらば、数値化してないという自治体が結構6割ぐらいあつたそうなので、大和町の場合はちゃんとそういうのを把握されているなというふうに思つて聞いておりましたが、そういうふうな状況でありますので、この数字というものは氷山の一角なのかなというふうに思ひますが、町長はどのようにお考へになつていふんでしようか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
今のご質問、消費者被害についてということとして、消費者被害の場合はおっしゃ

とおりに、なかなか表に出てこないといいますが、というのが現状ではないかというふうに思います。数字的に把握しているわけではございませんけれども、なかなかそういった被害に遭ったことを言うのが恥ずかしいとかですね。私も身近に引っかけりそうになったことがある親戚がいて、とてもとても人様には言えないみたいな話を言っていました。やっぱりそういう心情というのはあるんだというふうに思います。

また、おっしゃるとおり、妙な親しくなる仕組み、何というか、親しくなるというんですかね、逆にいろいろお話をしてもらってうれしかったとか、親切にいろいろ話をしてもらって、結果的にはだまされるわけでございますけれども、それがうれしかったとかというようなこともありますので、表に出てくる数字というのは非常に少ないといいますが、現実的にはもっと数はあるんじゃないかというふうに思っております。

議長 （高平聡雄君）
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

その数少ない事例のうち、サンプル数が36というふうなものなんですけれども、先ほど言いましたように厚生労働省が出した報告書の中の被害状況といえましょうか、高齢者の状態としては男性が18.8%、女性が75.2%、契約者の4分の3が女性ということですね。

高齢者ということですので70歳代が29.4%、80歳代が55.5%ですか、合計で84.9%、認知症もしくはその疑いがある方が29.8%、認知症の診断後、疑いもない人、そういう方も4分の1、27.1%、そういう診断がある方は22.5%というふうな形だそうです。

独り暮らし、大体66.1%の独居暮らし、お一人様ですね、そういった方は66.1%の方が被害に遭っているというような、被害に遭った方の66.1%ですね。そういった方がそういう何といひかな、大体そういうような方が被害に遭っていらっしゃるということですね。

推定の被害額が、50万円未満の方が12.8%、1万円未満が8.7%、100万円までと500万円までがそれぞれ6.9%、10万円以下が5%というような形で、50万円以下、10万円というのが区切りであるわけですから、10万円から50万円ぐらいの大体そのぐらいのものが被害に遭われているというようなものがあるみたいですね。

やっぱり契約当事者が発見されにくい環境にあった、独り暮らしですとか、介護サ

ービスもまだ利用を受けていないので、ほかの施設の方が、第三者の方が来て指摘する方がいなかったというような、そういうような方があるみたいです。近隣との付き合いも少し、ないので、たまに息子さんや娘さんが来て何か見慣れない高価なものがあるとか、そういったようなものが、身に覚えのないようなものがあつたりして気づくような形なのかなというふうに思いました。

何を買っているのかなと思えば、食料品ですか、健康食品ですかそういったものを買ったりとか、工事、建築、加工、これはどういうものなのかなと思つたら、新築とか増築とか、屋根の修繕とか、そういったようなもの、あと住居品が11.9%、家具ですか布団ですかエアコンですか、そういう家電関係ですか、そういうようなものがあるみたいです。そういったような者に入つてこられて財産を、大切なものを失っていくというような形があるかと思つます。

やっぱりこういう状況にあるというのは、先ほども言いましたように近隣との接点があまりないことにより、何というんでしょうかね、たまに急に優しく入られてきて、それで何というのかな、その人を信じてしまうがゆえに何か契約を結んでしまつて、その人を助けるという気持ちも出てくるのかもしれませんが、それで何となく高額な契約を取り付けてしまうというようなことがあるみたいです。

回答書の中に権利擁護等の講座もあつたりなんかして、権利擁護のほうですと成年後見制度とか、そういったようなことも出てくるのかなと思つまして、計画書、いろいろ昔のものからちょっと見せていただいておりますらば、結構その説明会なんかも開いているようですが、そういった実績でしょうか、利用するに至るまで、成年後見制度みたいな形のもの、行ったケースというのはどのぐらいあるのかちょっとお聞かせいただきたいと思つんですが。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
では、その件につきましても福祉課長からお答えします。

議 長 (高平聡雄君)
福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

それでは、今野議員のご質問にお答えさせていただきます。

成年後見人制度についてでございますけれども、大和町、成年後見人制度の制度を使われる方につきましては、対象となる親族の方が主に届出を仙台家庭裁判所のほうに出していただくような形になりますけれども、最終的にはそういう申立ても出していただくような形になります。その申立てを出していただくまでの問合せとか、そういった形で町の相談とか、対応させていただいたケースで、最終的には平成30年度に1件ございました。それ以後は町が関与して届出をしたというものはございません。主に必ず親族の方、4親等の方までの方々が家庭裁判所のほうに届出を申立てするような形ということで、ただ、最終的にはそうなりますけれども、その間の相談という形で町、地域包括支援センターが前年度から委託業務等をしていただいているケースにつきましては、それまでの今までのこの2年間で相談等、その制度等のご説明をさせていただいたのが3件ほどございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

今野信一君。

5 番 (今野信一君)

こういう高額な契約を結んでも、そういう制度を利用しておれば撤回できるのでしょうか、なしにできるような形になっておりますので、本当は入っていただきたいんですが、それができないというのは、やはりこの後見制度自体が大変、手続上難しいといひましようか、複雑であったりとか、事務手続が煩雑であったりとか、そういうようなことがあって、それがネックなのかなというふうにも思われて、なかなかそこに結びつかない。そういったものを自由に、あまり自由過ぎても今度は別な意味で困るようなことが出てくるのかなというふうに思いますけれども、そういったもので最後何というんでしょうかね、守ってあげられるような形になればよろしいのかなとは思いますが、いろいろサロンなんかで説明会とかなんとかというものはされているような、これは第5期目の計画だったんですけれども、成年後見制度に関する相談件数が平成21年に3件あたりとか、平成22年には4件あたりとか、そういったようなものでやってはいるんですけれども、それがなかなか後につながらないというような状況、これも少し考えておかなければならないことなのかなというふうに思わ

れます。

また、あと日常生活自立支援事業なんていうものもございまして、そういうような方にも日常的な金銭の管理など、できるような形のものがあるみたいですが、そういったものの活用なんかはどういうふうになっておりますでしょうか。お伺いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その件につきましても課長のほうからお答えします。

議 長 （高平聡雄君）
福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）
今野議員のご質問にお答えさせていただきます。
自立支援の制度というものを利用していただいている状況でございますけれども、件数等、ちょっと把握しておりませんでしたので、後ほど。今、手元に資料がございませんので、大変申し訳ございません。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）
今野信一君。

5 番 （今野信一君）
いろいろな制度がございますけれども、そういうメニューがあるけれども、なかなかそれが使えないというような状況なのかな。もちろん今、報告がない限り、どうとは言いませんけれども、そういったものをもっと周知をしていただきまして、こういったものがある、ああいったものがあるというようなものが必要なのかなというふうに思います。

また、それと同時にやはりそういった変化に気づいてあげられるといいでしょうか、地域の皆さんがそういうふうな高齢者の方と一緒に何というのかな、お付き合いをすることによってその変化に気づく、そしてそういうようなものに行かないような形の

環境というものが必要なのかなというふうに思いますというようなことを述べまして、次の第2要旨目のほうに行きたいと思います。

セルフ・ネグレクト状態にある方というものなんですけれども、回答書の中に人数的なものが示されてございませんでしたが、大体何人ぐらいいらっしゃるのか、そういうような数というものはお持ちなんですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
このことについては、数字、課長のほうから申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）
それでは、今野議員のご質問にお答えさせていただきます。

2要旨目のセルフ・ネグレクト状態にある高齢者でございますが、各地区の区長さんと民生委員さんの方々からご連絡をいただいて対応した内容で、このセルフ・ネグレクト状態というか、それが疑わしい方も含めると、令和2年、令和3年、令和2年の地域包括支援センター、委託業務を開始してから今日までで13名の方々の対応をしてきている状態でございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

13名、これが多いんでしょうかね。

このセルフ・ネグレクト状態というものの基準となるものが、たしかないというふうに思われ、たしかそうだったと思うんですよね。これだからセルフ・ネグレクト、これじゃないから違うというふうなものがないものですから、その状況の把握というものが、見極めが大変難しいような状況だとは思うんですよね。ですから、熱心に見

られている区長さんですとか民生委員の皆さんですと、この方は危ないんじゃないかというふうに思われる方が言ってくるようなものになってしまうので、なかなかそれを確定づけされるのは大変難しいとは思うので、この幅が出てくるかなというふうに思われますので、この人数というものの受け止め方というのは難しいかなというふうにも思います。

ただ、その人数の中にといいましょうか、最近調べられたということですのでちょっと難しいかなとは思いますが、孤立死に至ったというような方、そういう孤独死ですか、そういう状況にあって亡くなってしまった方というものは大和町の中にはいらっしやるのかなというふうな、もし分かれば教えてください。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
この13人といいますか、そこで把握している中でのそういった死亡した方はいらっしやらなかったということでございます。

議 長 (高平聡雄君)
今野信一君。

5 番 (今野信一君)
聞き方がまずかったのかもしれませんが、13人という方はセルフ・ネグレクトでご存命の方ですから、死んだ方はこの中には入っていないのは分かるんですが、過去の中でそういうような孤立死をなさった方というものは特にはないですかね。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
その件につきましても福祉課長からご報告します。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

それでは、今野議員のご質問にお答えさせていただきます。

過去、13名のほかという形でございますけれども、過去におきましても独り暮らしの方で亡くなられた方はいらっしゃるかと思っておりますけれども、このセルフ・ネグレクト状態という把握の仕方もできていない状況でございますので、その把握までには至っていない状況でございます。

議長 (高平聡雄君)

今野信一君。

5 番 (今野信一君)

なかったということで、なかったといいましょうか、そういったことで、あつてはならないことだと思いますので、そこいらのことはやはり気をつけていかなければならないことだと思います。

やはり独り暮らしですとか、そういったことだと、どうしても自分に甘えてしまって、今日は朝飯を食べたからお昼は抜きにしてもいいやとか、昨日お風呂に入ったから入らなくてもいいやとか、どうせ誰も来ないんだからちょっと汚れていても構わないやとか、そういうような状況がどんどんひどくなってきて、食べるものも食べずにというんでしょうか、もしくは自分の好きなものしか食べなかつたりとか、寝たいときに寝て起きたいときに起きる、そういうような状況になってしまうというものがセルフ・ネグレクトの、それで不衛生になってしまって近隣にご迷惑をかけるというようになれば、ごみ屋敷というような言い方もされますけれども、本人にすれば財産だというふうな言われ方をしたり、それでも近隣の方は大変ご迷惑を被るような状況になってしまう。

ちょっとこういう問題と一緒にしては大変失礼かなとは思いますが、空き家問題というようなことがございましたよね。空き家があつて、それが傾いてきて倒れようとしている。町としては何とかしてあげたいけれども、人の財産だから入れない。それと同じように、だんだん日を追うごとに自分の健康状態が悪くなって、弱っていつてしまう人を目の前にしても、病院に連れていきたい、そういうサービスを受けさせたい、しかしその方はもうそれは拒否するみたいな形になると。なかなか法的にもそ

れが入り込めないというのがこの問題の一番の厄介なところといいましょうか、そういったところがあるようなんですけれども、そういった方を目の前にしてといいましょうか、そういうような方が13人、幅がどうなっているか分かりませんが、もうそういうようなところまで行ったときに、町としてはどういうふうな手の差し伸べ方と言いましょうか、拒否する相手をどういうふうな形でといいましょうか、どのような方法をもってすれば何か対処できるんでしょうかね。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町としてどのようにというのは、なかなか難しい状況だと思います。先ほども申しましたけれども、そういった方について把握している方につきましては、包括支援センターとか町も入るわけがございますけれども、直接的な介入ではなくて、直接というか、その人と接触するに当たっても、直接ではないただけれども、周りをこういった理由で訪問していますとか、さっき言いました近所を回っていましたとか、そういった形の中で接触をしながら信頼関係を、信頼関係というんですかね、それを築いてやっていくということ、人の問題だと思うんですよね、一対一のね。そういうことになってくるのではないかなというふうに思っています。

そうならないように常日頃から地域でみんなが連携とといいますか、やるとか、生き生きサロンとか、そういった形でやれば一番いいんでしょうけれども、あと町のほうでは今、民生委員の方々のご協力をいただきまして、ご本人のご了解をいただいた人につきましては名簿とかを作って、そしてどこにどういった方がいるという把握もしてもらっているところがありますので、そういったものを活用しながら民生委員の方とか区長さんとか、多くの方のご協力をいただきながらそういった常に目を配っていくということが大事なんではないかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

本当にそうだと思いますね。そう至らないようにするというのが町の精いっぱい

いなのかなど。もしそこで大変そうにしている、拒否されてしまうと町としてはなかなか行けないというような感じのところだと思うんですね。

先ほど独りだとそういうふうな弱いところが出てくるということで、家族みんなであれば何となく早くお風呂に入りなさいとか、ご飯食べなさいとかというふうな、食べられない状態であるなら持って行ってあげるとか、病院に連れて行ってあげるとかというようなことができる。夫婦であってもそれはお互い言い合える、見ている人がいるからできる。多分、問題はやっぱり独り暮らしなのかなというふうに思います。

大和町地域福祉計画、こちらのほうで出ている資料の中で高齢者の世帯の推移というものがございます、2000年から5年置きに統計を取っているものがありまして、高齢者の単身世帯と夫婦世帯というものがありまして、2000年は単身者が182世帯、夫婦が330世帯、これ、そのまま何というか、単身者が低くいつているんですけども、2015年に抜いてしまって、単身世帯者が664世帯、夫婦が576世帯というふうに逆転してしまいました。高齢者の独り住まいというものが多くなってしまっていると。そういう状況になりますと、やはりこういった問題というものが物すごく怖くなってきたなというふうに思われます。地域としてこういった数字をどこまでカバーできるのかというような、町としてどういうふうな取組をしていくべきなのかというふうなことを考えなければならないところに来ているのかなというふうに思います。

第3要旨目のほうに入っていきたいと思うんですけども、その地区地区に応じて、地区と簡単に言いましたけれども、たしかその中に地域とは一体何なのかとあって、若い世代というものは何か地域という大和町全体のことを考えるみたいですね。40代以上だと、私も町長もですけども、吉岡とか、行政区で考えるみたいですね。そういったようなところがあるみたいですので、その地域というものをどういうふうに取りっていくのか、ここで言うならば地域というのは行政区というふうな感じで考えて、なるべく細かいところで思っていたきたいんですが、そこいらの、回答書の中では区長さんとか民生委員さんとか、そういったような仕事をなさってくださっている方がいらっしゃるといようなことで、こういったものの増員といいましょうか、町ではあと認知症サポーターですとか、そういったような福祉に携わる方々も結構いらっしゃるとは思うんですけども、なかなかそれを下ろしていくには行政区として考えるべきなのか。

また、別に町内会というような縛りといいましょうか、これはこういうところではしっかり区別しなければならないところなのかもしれませんけれども、行政区と町内会、やはり町内会での見回りの的なものが必要なのか。行政区というと、どうしても縦

割りで保健推進員さん、お願いしますみたいな形とか、環境美化推進員さん、お願いしますとか、統計調査員さん、お願いしますみたいな縦割りですよ。でも、こういうふうなチームを組んでやらなければならないもの、すなわち自主防災組織のようなものですとか、そういったものとかが行政区というよりもそういう町内会でのお願いというものが出てくるのかなというふうに思われますが、そこいらの区別の仕方というんでしょうかね、町としてはどういうふうに何というか、分けしているんでしょうかね。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町として分けというのはちょっと難しいところですけども、町でお願いするのは行政区という形で区長さんに中心になってもらって、そして取りまとめといいますか、やっつけているところがございます。地区によっては町内会というのも同じようにあるというふうに聞いておるところでございますけれども、行政区の場合はあくまで町からお願いされたことについての役割というんでしょうかね。町内会につきましては、町内の方々に町内のそのエリアでということの分け方をしているのかと思います。私の住んでいる区は区しかないものですから、町内会という役割と一緒にやっているのかなと勝手に思っていたんですけども、そういった意味でこちらにお願いする、あちらにお願いするという区別というか、町とすれば区長さんにお願いしている形になりますので、結果、区という形の今、お願いの形になっているのではないかと。あと、その区の中でいろいろ役割といいますか、それについてはそれぞれの区の中で運営されているのではないかとこのように思っているところがございます。

議 長 （高平聡雄君）
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

午前中、堀籠議員とのやり取りの中でボランティア保険の保険料、一体どこで出すんだというような話になりまして、区で出す、区の会計がというと、行政区の中では

そういったような運営上、そういうものが必要だから各区ではつくるというような形になっているのかなというふうに思いますけれども、町で考える行政区としては区長さんがいて、そういう連絡網がきちんとされれば町内会的なものは必要ないのかなというところもあって、やっぱり勉強なさっている区長さんからは聞かれまして、町内会、組織なんだよなど。でも、区はまた別個に町から来たものは区長を中心にそういうような仕事はあるけれども、町内会で例えば運動会ですとか、そういったものがあればそこでやるような仕事というものとしてやっているというふうなことで、そこあたりが厳しいのかなと思ったんですけれども、それほどでもないですねということとは。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
厳しいというのは、例えば補助金の使い方とかということではなくて、運営のほうでという意味でしょうかね。その地区地区で、以前は区だけ、区で動いていたところで新しく町内会ができたというケースとか、私も知っているところでございますけれども、これ、それぞれの地域で町内会の役割がこういうこと、区の役割がこういうこととすっかり分けられている……、町としてどちらにやってくれということではなくて、町民としてその地域をそういった見守ってもらうなり、コミュニティーを広げてもらうということであれば、どちらにお願いするのかという、最終的に町とすれば区長さんに委託はしているわけでございますけれども、委託とやっているわけでございますけれども、実行に当たって必ず区でやらしてもらわなければならないとか、町内会では駄目だとかという区別はないというふうに思っておりますけれども。

議 長 （高平聡雄君）
今野信一君。

5 番 （今野信一君）
余計なことを話してしまいました。申し訳ございませんでした。
福祉関係のことでどうしてもまた話を戻してしまうんですけれども、高齢者に対して早期の要望ですとか発見ですとか、そういったものができるためにはどうしたらいい

いのかということで、実際に行っていることというものの中で、地域による見守りネットワークですとか、事例対応などを検討する場の実施、地域ケア会議ですとか、そういったものを行っている、もしくは民間事業者、すなわち電気、ガス、水道の検針ですとか、あと新聞の配達ですとか、そういった中で独り暮らしの方でちょっと新聞がたまっているとか、郵便物がたまっているとか、そういうような状況によって連絡していただくような仕組みがあったりとか、あと相談窓口の受付はこういうところでやっていますよというふうな周知ですとか、それを明確にして動くというようなこととかが実際に何かいろいろやられているというような、大和町でもやっていらっしゃるものが大分あるとは思いますが、必要と思われるものとしてもやはり地域における見守りネットワークというようなことで、それがトップに上がってきている。

やはり地域というものの在り方というものが、先ほど町内会、区と、そういうようなあまり取決め、それほど何というのかな、難しいものではないようなので、町としてこういう組織をつくるというとまた大変なことになるかなとは思いますが、そういう見守りのほうに力を入れられるようなそういうものが、これから独り暮らしが増えてきているそういう状況の中で、消費者被害なんかもある、そういった中で地域の見守りというものをもう少し手厚くするようなお考えというか、そういうような方向性的なものはお考えじゃないでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、具体的にそういった考え方というのはあれですけども、今現在も例えば生き生きサロンをやってもらっている中で、この頃なかなか集まれなくなったと。そういうことで地域の方々が定期的に会員の方を訪問して、いろいろお話を聞いたり状況を確認したりしているんですけども、そういうこともやっているようなお話、やっているところもあるというふうに思っております。

そういった形で組織としてつくるということも必要なんだろうけれども、言ってみれば本当は向こう三軒両隣という形の在り方が一番何というか、それがいいのかどうか分かりませんが、本来、昔はそういうのがあったということでもありますので、そういった地域みんなで見るとということ、組織をつくって定期的にとということの考え方も一つの方法かというふうに思いますけれども、現在も地域ではそれぞれにい

ろいろそういったことについてそれぞれの地区でそういった心配といたしますか、そういったことについて対応していただいているので、なおそういったご協力をよりいただければなというふうに思います。

議長 （高平聡雄君）
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

やはり必要性は皆さん、認められているところであり、地域の重要性といたしましうか、それにまた立ち返るといいたしましうか、その結びつきというものが今必要なのかなというふうなところ、いつの頃からかなくなってしまったといいたしましうかね、そういうのは昔はきちっとあって、何か若い人も区の仕事ですとか、そういったものなんかをきちんとやったりなんかして、でも今はそういうような組織に入ってしまうと役員にさせられてしまうのが嫌だとか、そういうような思いがあるのかどうか分かりませんし、仕事を理由に辞められていくとか、そういうような状況にもなっているのかな。そういうようなものが結局は付き合いをなくしてしましまして、そういう孤立する方が生まれてくるのかなと。ですから、何でもかんでも仕事が町に来たりなんかして、それを何とかしろよみたいな話になってきてしまうというような、使わなくてもいいようなお金を使わなければいけないような、そういうような何か寂しい思いもするんですね。

セルフ・ネグレクトのほうでちょっと言い忘れたんですが、戻るわけではないんですが、セルフではないんですけれども、そういう方もいらっしゃるんですけれども、同居している方が、その方も支援を受けなければならないような人もいらっしゃるようで、結局、本人の高齢者の年金とか、そういったものを当てにするというわけじゃないんですけれども、金品を、そういったものを頂くといいたしましうか、そこで一緒に、前回も私、ひきこもりの話をさせていただいたことがあったんですけれども、そういう状況で生活を共にしていらっしゃる、社会に出られないような方、そういった方々の問題もあり、そういった方々は大きくなっていくといいたしましうか、結局はそういう、自分もセルフ・ネグレクトになってしまうんじゃないかなと。早いうちに地域の何というんでしょうかね、そういう結びつきの中、そういった中で活動することに一生懸命になっていただくことによって結びつきを取っていただくというような、あと健康の状態なんかも表に出ていただくことによって体が弱っていくフレイル状態

を避けるような、そういうような思いというものがあつたりします。

今、ある方をどうこうしようと、もちろんしなければいけないことなんですけれども、それから先のことですね。今そういう状況にある方というものを一体どういうふうにしていかなければならないのかというもの、そういうものの把握をして、そして方向性というものを明確にさせていただいてやっていただければなというふうに思いますが、そういった方々に対してのご意見はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ネグレクトといいますか、様々なケースがあるんだというふうに思います。この間も残念な事故、事件がありまして、旦那さんを思わず殺害したとか、あとどこかではお姉さんを殺害したとかという話もありました。そういった状況になる以前に当然といますか、何らかの手を差し伸べてやるべきだというふうに思っています。ただ、非常に難しい課題であります。制度的にそういったものを有効に使うための制度まで何というか、つなぐといいますかね、そのことが大事なんだというふうに思っておりまして、そういったことについてはいろいろ難しい課題でありますけれども、皆さんの協力をいただきながら早めの対応あるいは積極的な声がけとか、どこまでやっていいのかというのがあると思いますので難しいところでもありますけれども、今後、高齢化が進む、あるいは独り暮らしとかが進んでいく中で大きな課題として認識していかなければいけないというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

今野信一君。

5 番 （今野信一君）

最後に、そういう問題視をしていただいたことに対して感謝します。そろそろ終わりにしたいと思いますけれども、今後ともやはりそういった問題、地域の在り方でしょうかね、そういったものに重点を置いてやっていただければというふうに思います。

以上です。以上で私の質問を終わります。

議長（高平聡雄君）

以上で今野信一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後3時5分とします。

午後2時53分 休憩

午後3時05分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番犬飼克子さん。

6番（犬飼克子君）

本日最後の一般質問をさせていただきます。

1件目、子宮頸がんワクチン積極的勧奨再開に向けて。

子宮頸がんワクチンは、2009年に承認され、2013年4月に原則無料の定期接種となりました。その前後に、接種後に体の広範囲が痛むなどの多様な症状の訴えが相次ぎました。厚生労働省は、同年6月、定期接種の位置づけは維持する一方、対象者に個別に接種を呼びかける積極的勧奨を中止しました。

現在に至るまで、産婦人科学会や小児科学会などの専門家、国会議員連盟や医療者有志の団体からの要望や、接種機会を逃した市民らの署名など、HPVワクチンの積極的勧奨再開を求める動きが非常に大きくなってきました。

厚生労働省は近く、約8年ぶりに勧奨を正式再開しますが、町の対応について伺いたいします。

1、昨年10月に国から対象者への情報提供に関する指示がありましたが、町の対応は。

2、積極的勧奨が再開された場合の本町での情報提供の方法について、どのような周知が考えられますか。周知対象、周知方法は。

3、勧奨が中止されていた間、接種対象だったのに接種機会を逃した人への町の対応は、です。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、子宮頸がんワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

初めに、子宮頸がんの原因となるウイルスの感染を防ぐHPVワクチンにつきましては、平成25年4月、小学6年生から高校1年の女子が原則無料で受けられる定期接種の対象として予防接種法に定められました。

しかし、接種後に全身の痛みやしびれなどの症状を訴える人が相次ぎ、同年6月に「国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的に勧奨すべきではなく、個別通知を求めるものではない」と方針が変更されました。

その後、国ではワクチンの有効性及び安全性の評価、ワクチン接種後に生じた症状への対応、ワクチンについての情報提供の仕組みなどについて継続的に審議が行われ、昨年10月に通知が一部改正になり、情報提供を行うための資材を対象者へ個別に送付することと対応の変更がなされました。さらに今年度になり、最新の知見を踏まえ、改めてワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを上回ると認められています。

このような経過をたどり、令和4年4月からの積極的勧奨再開が決定され、本年11月26日、厚生労働省から正式に通知があったものでございます。

1 要旨目でございますが、本町では積極的勧奨中止以降も年度初めに標準的な接種年齢である中学1年生女子に対し、子宮頸がんワクチンに関する情報提供を行っていたところです。また、令和2年10月の対応変更を受けて、中学1年から高校1年女子への情報提供を行い、小学6年女子には令和3年4月に個別通知を行っております。

この間の接種状況につきましては、平成25年度61件、平成26年度2件、平成27年度から平成30年度までは接種実績がなく、令和元年度4件、令和2年度2件、そして今年度は10月末までに25件となっております。

次に、積極的勧奨再開後の周知の方法などにつきましては、これまで同様、個別通知が最も効果的であると考えておりますが、あわせて広報紙、ホームページ、SNSなどを通じて対象者以外の方にも子宮頸がんワクチンの周知を図ってまいります。また、接種を受けるかどうかの判断材料としてワクチンの有効性や副反応などのリスクに関しての情報提供が必要でありますので、接種対象者とその保護者の理解を得られるように努めてまいります。

最後に、積極的勧奨の中止により接種機会を逃した方への対応についてであります。この課題につきましては、来年度当初からの実施を視野に国で議論が開始されており、決定後に具体的な制度概要が示されることとなっております。

本町といたしましては、決定次第、対象となる方へ速やかに情報提供を行い、接種を行う黒川医師会等と連携しながら体制整備を行ってまいります。

以上です。

議長（高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6番（犬飼克子君）

子宮頸がんは子宮の入り口部分である子宮頸部にできるがんで、今も年間1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約2,800人もの女性が亡くなっています。実に約3割の女性が亡くなるという、コロナの比以上のこの亡くなり方であります。40歳までの女性でがん死亡の第2位であります。20代、30代の若いお母さんが罹患し、幼子を残して亡くなることから、マザーキラーと呼ばれている怖い病気であります。

子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルス、HPVの感染を防ぐHPVワクチンは、国の2011年度からの基金事業を経て、2013年に定期接種となりましたが、小学校6年から高校1年生相当の女子は接種を希望すれば無料で接種が可能となりました。一方で、2013年6月より、国は積極的勧奨を差し控えるとしたため、多くの自治体が対象者への通知をやめてしまい、基金事業の際に7割近くあった接種率が1%未満にまで激減してしまいました。

本町では、答弁の中に積極的勧奨中止以降も毎年、中学1年女子に対し情報提供を行っていたということですが、この部分には大変感謝いたします。この答弁の中に、平成25年は接種した方が61人、平成26年は2人、それ以降は4年間ゼロ、令和元年に4人、令和2年に2人、令和3年、今年度は25人ということですが、前年度より接種者が増えたのは郵送による昨年10月からの国からの要請で、接種者が増えたのは郵送による個別通知の成果だと思えます。接種期間内に正しく接種する判断をするための公的な情報が届けられたことで、その情報を基に接種したいと思った人が接種できたことは大きな一歩と考えます。

一方で、接種率は積極的勧奨差し控え前と比較して、いまだかなり低い数にとどまっています。昨年10月と今年の4月、対象者への通知は積極的勧奨として接種をお勧

めする内容ではなかったために、この通知を受け取った人の多くが迷ってしまったのも一因ではないかと思えます。この低い接種率に対してのこの点はいかがでしょう。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

接種率が低かったということにつきましては、これまでの経過があつて、最初接種をしたけれども副反応というんですか、あつて、いろいろな件があつてストップをしたと。そういったことでしたので、その辺についてのやっぱり警戒感といいますか、怖さといいますか、そういったこともあつたのではないかというふうに思っております。

そういうことで、そういった思いがあつた中でどうしても積極的にご本人がその接種をしようと思つちになる方がなかなかいかなかったのではないかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

やはり情報提供だけではなくて、対象者や保護者が安全性と有効性について理解されたかどうか、この辺の評価はどう考えますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

一旦中止になって、また始まっているところでございますので、そういったことに対する何といいますか、情報等につきましては、今、積極的に発信されているというふうに思いますが、全ての方々がこれまでの経過を考えたときにころっと180度変わって全く安全だと思ふかどうかといったときには、やっぱりなかなかそうはいかない部分もあるのではないかと。やっぱり少し時間がかかってくるのではないかなというふうな思いがございます。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
接種人数が少ないのは、やはり安全性と有効性について理解不足と考え、やはりこの不安を払拭する対策を講じていくことが大事と考えますが、この点はいかがですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
議員ご案内のとおり、不安があるということを払拭するための情報提供、そういったものは先ほども申しましたけれども、町でも広報紙とかホームページとかSNSとか、そういった中で周知を図りながら、その考え方について今の現在の、今が正しいという言い方もおかしいかもしれません。新しい情報を提供することが大事だというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
やっぱり正しい情報を発信していただきたいと思います。
青森県の平川市では、子宮頸がんワクチンの説明会を9月8日に行う予定だったそうであります。どういう内容です予定だったかといいますと、HPV感染症やHPVワクチンについて分かりやすい情報の提供、2点目に最新の医学研究を基に科学的根拠に基づいた情報の提供、3点目に平川市子宮頸がんワクチン接種のキャッチアップ事業についての説明会をする予定だったそうであります。講師は産婦人科の専門医で、市内の児童とその保護者が対象でした。新型コロナの感染拡大で中止になってしまいましたが、本町においてもこのように正しい状況を提供する場を設けるべきではないかと考えますが、この辺はいかがでしょう。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

情報の提供の仕方はいろいろあるんだというふうに思います。やっぱりそういった、さっき言いました紙面とかでやる方法もあれば、そういった講師の方を招いてそういった方法もあると。その方法についてはいろいろ考えていかなければいけないと思います。あと、そういった情報をしっかり何とといいますか、説明できるそういった方も必要だというふうに思います。

議 長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

2 要旨目に移ります。

2 要旨目の積極的勧奨再開後の周知方法などについてはというところで、これまで同様、個別通知が最も効果的であると考えているということで、個別通知が最も効果的だと思います。

あわせて、先ほど町長が言われたように、広報紙、ホームページ、SNSなどを通じて対象者以外の方にも子宮頸がんワクチンの周知を図っていくという答弁でありましたが、今現在、小学校6年生から高校1年生が対象であります、25人しか、3回接種するので実際に15人しか接種していない。この人たちにやはりさらなる周知が届くにはもっともっと何でしょう、周知の力を入れなくてはいけないと思いますが、この届くようなお知らせをしてほしいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

届くようなお知らせということでございますけれども、個人にはそういった形でやっているところでございますし、あとそういった全体的にその対象者、家族だけではなくて一般の人にも、こんなことを言ったらまずいですけれども、あまりイメージの

ない、ではないように皆さん、思っておられる方が、一般的にそういうこともあろうと思いますので、そういった意味でホームページとか、そういった形の周りから、みんながそういった現在の考え方、そういったものを理解してもらえるような、こういったことが大切になってくるのではないかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

朝日新聞の11月8日付の情報ですが、英国の研究チームがHPVワクチンの研究結果をまとめ、専門誌に掲載されました。研究チームは、国のデータベースを使って20歳から64歳の人を対象に、2006年1月から2019年6月までの間に子宮頸がんと診断された約2万8,000人と、がんの手前の段階と診断された約32万人を抽出しました。そして、世代別に分けてがんの罹患率を調べ、ワクチンの有効性を算出しました。

その結果、接種していない世代と比べ、12歳から13歳で接種した世代は子宮頸がんのリスクが87%低いという結果が出ました。14歳から16歳で接種した世代は62%、16歳から18歳で接種した世代は34%で、それぞれ子宮頸がんのリスクが低かったという結果が出ています。研究チームは、ワクチン接種によって将来の子宮頸がんの患者数が減ると予測しています。性交渉が始まる前の若年者の接種で子宮頸がんのリスクが大幅に減るという結果は、スウェーデンやデンマークでも報告されています。

日本でも、また、本町でもHPVワクチンの効果と安全性が再評価され、定期接種が正常化し、再び高い接種率となることが、この子宮頸がんのリスクを大幅に減らすと思います。この点はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

様々なデータが新たに取られたといいますかね、そういった中で今、英国ですけれども、ほかの国でもいろいろ調べているんだと思います。その結果として子宮頸がんを減らすことにそのワクチンが有効だという再確認ができて、今進めているということだと思いますので、ワクチンをすることによってそういったリスクが、頸がんにな

るというリスクですね。それが少なくなるんだろうなというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

3 要旨目の接種機会を逃した人の対応であります。

青森県の平川市では、市独自で接種機会を逃した人に助成を今年1年間始めています。公費助成が受けられる定期予防接種でありながら、健康被害の報告から積極的な接種勧奨の中止措置が続いている子宮頸がんの予防ワクチン接種率が低迷する中、平川市は6月、公費接種での機会を逃した女性に接種費用、最大5万円を助成するキャッチアップ接種を行うと発表しました。全国初となる支援であり、医療関係者からは全国に広がってほしい取組との期待の聲が上がっております。

本町でもやはりいち早くキャッチアップ、後追い接種をすべきと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどの回答と同じになるんですが、今、国会のほうでそのチャンスを逃したといえますか、その年齢から外れてしまった方々に対する対応、いろいろ検討がされておるところでございます。来年度当初からに向けてのそういった内容でございますので、そういったこと、国のほうでもそれは十分考えておると。当然、そういった機会を逃した方についてはそういった機会、チャンスというか、あるべきだというふうに国としてもそれを認めてといいますか、今検討されておりますので、その状況を見ながら進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

積極的、この勧奨差し控えによって、勧奨を受けられず十分な接種機会が与えられなかった世代は、何の過失もないのに不利益を被っています。このまま上の世代のワクチン接種が進まない場合、約1万7,000人の罹患者、そして約4,000人の方が亡くなるという、もしくはこれ以上の被害が出てしまう可能性があります。

そして、その責任の一端は、不安を払拭するまでの情報提供を実施してこなかった町にも当然あるのではないかと考えます。今後、国がキャッチアップ制度を導入する際には、勧奨を受けることができず、接種機会を逃してしまった全ての対象者に速やかに個別通知を行い、確実に新たに接種機会が与えられたことと正確な情報提供、安全性をしっかりと知らせするよう要望しますが、所見をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

繰り返しになりますが、今、国のほうでその辺につきましてはしっかり検討されているということで、来年度から実施を視野にというふうに伺っております。そういった制度もしっかり利用できるよう、活用できるようにしていきたいと思っておりますし、情報の提供といいますか、そういったことにつきましてはこれまでも町としてはやっておったところがございますけれども、さっきも言いました様々な方法でその対象者、家族ばかりではなくて多くの方々にその現状をしっかりと分かってもらえるような広報といいますかね、そういったことはやってまいりたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

2件目に移らせていただきます。

運転技能向上トレーニング・アプリの導入についてであります。

公共交通機関が十分でない地域では、マイカーが生活の足になっています。また、仕事のため免許を手放せないケースもあります。

高齢ドライバーによる交通事故を未然に防ぐという社会的問題の解決に向けて、高齢運転者の認知機能に直接働きかけ、個々人の運転技能を維持、向上させる「運転技

能向上アプリ」を導入すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、運転技能向上トレーニング・アプリの導入に関する質問にお答えをいたします。

本町を含め、県内では公共交通機関が十分ではなく、マイカーに頼らざるを得ない状況にあることはご指摘のとおりであります。このことから、本町ではデマンドタクシーや福祉タクシーなどを運行し、住民皆様の移動手段の確保に努めているところであります。

しかし、マイカーと比較しますと、どうしても不便な状況であることは否めず、マイカーを保有し続ける必要があり、全国的な問題ではありますが、高齢ドライバーが増加し、それに伴い、高齢者の交通事故が多く発生している状況にございます。

本町におきまして高齢ドライバーとして定義されます65歳以上の免許保有者数は、令和2年12月末現在、3,923人で、免許保有人口の20%を占めております。これは、県内平均23%を若干下回る状況となっております。

報道等では、毎日のように高齢ドライバーによる交通事故が報じられております。人身事故発生件数は、ここ10年間で50%以上減少しているものの、高齢運転者の事故は18%の減少にとどまっております。さらに、全人身交通事故に占める高齢運転者の事故の割合は14%から26%に上昇している状況にあるなど、高齢運転者の事故防止対策は全国的な課題となっております。

このような状況を受け、国土交通省が令和2年度、サポカー補助金を創設し、今年度も継続して行われてまいりましたことから、本町といたしましても踏み間違い防止装置設置助成事業を創設し、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故が1件でも減らせるように努めてきたところでありますし、現在販売されている自動車につきましては様々な安全装置の設置が義務づけられるなど、自動車の安全性能は向上してきている状況にございます。

ご質問にあります高齢運転者の運転技能の維持、向上のためのアプリ導入についてであります。現在、県内の自治体において運転技能向上のためのテレビゲーム型のトレーニング・アプリの導入が進んでおり、本町といたしましても令和4年度当初予

算に計上すべく、その活用方法等について検討し、高齢者ドライバーの運転技能の一助となるように努めてまいる予定としておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

令和4年度の当初予算に計上すべく、その活用方法について検討していくという前向きな答弁をいただきましたが、何点か質問をさせていただきたいと思います。

本町は公共交通機関が十分とは言えない地域で、何度も同僚議員からも一般質問でのこのような質問がありましたが、マイカーを手放したら病院や買物にも行けないという切実な声をたくさんお聞きいたします。

ドライバーの事故は、脳科学の観点からすると、脳機能の低下、主に大脳の前頭前野の近く、予測の力が落ちることが原因と考えられております。言い換えれば、前頭前野をトレーニングすると運転のほぼ全ての場面、例えば何か危険なものを察知する能力、それを避けようとする判断の力が向上するそうであります。

運転技能向上トレーニングは、運転の場面に即した前頭前野を使うトレーニングを組み合わせています。実証研究では6週間の介入で被験者の運転技能、認知機能、ポジティブ気分の3要素が向上することが脳科学的に立証されています。

地方では運転ができないと人の質が下がりがねません。安全運転能力を伸ばすことで、いつまでも生き生きと暮らしていただける社会を創生することが大事と考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

すみません。今、最後の部分をちょっと聞き逃したところがございます。すみません。

6 番 （犬飼克子君）

安全運転能力を伸ばすことで、いつまでも生き生きと暮らしていただける社会をつくるのが大事と考えますが、いいですか、この点。

町 長 （浅野 元君）

安全に運転できるということで、運転するに当たっては安全に運転ということは大切でございますので、そのとおりだと思います。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

川島隆太教授のいきいき脳体操は、世界発の運転技能向上トレーニング・アプリで、2018年に特許を取得しています。また、実証研究の成果は2019年に東北大学が論文として専門誌で発表済みであります。

本町の地域性を踏まえ、この安全運転寿命を延ばすことが最重要と考えますが、もう一度この点、安全運転寿命を延ばすことは重要と考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

車を運転するからには安全に運転しなければいけませんので、当然そのことは大事だと思います。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

それでは、この答弁の中に活用方法について検討とありましたので、活用例をちょっと調べてきたのでお話ししたいと思います。

蔵王町では、運転技能向上トレーニングを地域福祉センターで行っています。毎週

金曜日5回、9時半、10時半、1時半、2時半、3時半と5回、毎週金曜日、行っているそうであります。2台ありまして、4名まで事前予約としているそうであります。この毎週金曜日に開放している運転技能向上トレーニング・アプリを広く町民の方に知ってもらうために、2か月に一度、この体験会を実施しているそうであります。この向上トレーニング・アプリを知ってもらうために2か月に1回、この体験会を実施しているそうであります。

内容は、脳トレを取り入れた簡単な運動、これは運動指導士によるそうなんですけれども、脳トレを取り入れた簡単な運動30分と、運転技能向上トレーニング・アプリの使い方の説明と体験をするそうです。また、東北大学と学習療法センター、KUMONの共同研究の結果、誕生したプログラムを活用した地域シニア向けの脳の健康づくりを行う教室も取り入れているそうであります。脳トレと一緒に体を動かすことも重要と考え、体験会では軽い運動を組み合わせたプログラムで構成しているそうであります。新型コロナの影響でイベント開催は積極的にはできませんが、逆にこのトレーニング・アプリは1人でもできるアプリのために、事前予約を取りながらの運用は新生活の様式に合っている部分もあるということであります。

また、村田町でも、運転寿命を延ばそうシニア講座として、令和2年、去年の4月から村田駐在所の副所長からの講話と健康運動指導士による運動指導に加え、運転技能向上トレーニング・アプリの体験でシニア講座を行ったそうであります。

本町でもこのような活用例を参考に見てはいかがでしょうかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

導入した場合には様々な使い方、有効に使うということ、大切でございますので、今、犬飼議員からのいろいろな例があるということでございます。参照にさせていただきますと思います。

このアプリにつきましては、1回ということではなくて、継続的にやっていくことによって効果が出てまいります。したがって、何と申しますか、同じ人が何回もやることによってその能力が改善されるというものでございますので、その辺の使い方についてちょっと難しさといいますかね、あるなということを考えております。

いろいろな事例があるようでございますけれども、結局どういった形でやるのか、講習会1回でやれるというものではありませんし、その機械の前に座ってやるものですから、ですからそこに来てもらってやるということもございますので、いろいろ工夫は必要だというふうに思っておりますが、今いろいろお話いただきましたので参考にさせてもらいたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

岩沼市では、宮城県市町村振興総合補助金を活用して補助率50%で導入したということですが、導入する際に本町でもこの補助金の活用はできるのかどうか、この辺、もし分かればお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

市町村振興補助金につきましては、利用はできると思います。ただ、枠とかいろいろございまして、その全て、こちらが思ったとおりにできるものではないということでございますので、そういった補助の使い方もあることはあります。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

このように使える補助金はしっかり活用していただいて、ぜひ導入していただきたいと思います。やっぱり大和町の地域柄、車を運転する高齢者も多く、日々の生活にもやはり欠かせないものとなるために、長く安全に運転してもらえるように、導入した暁には体験会などを通して積極的に町民に周知していただきたいと思います。

3件目に移ります。

サイクリングロード、「サブチャリ」の安全対策についてでございます。

本年6月より、南川ダムの湖畔を観光できる大和町レンタサイクル「サブチャリ」がスタートしました。七ツ森湖畔周辺の自然の中を自転車で自由に楽しむことができ、大和町を県内はもとより全国的にアピールできる絶好の機会と捉えます。

一方で、生活道路でもあるので安心・安全な走行を考え、道路の整備をすべきとの声が聞かれます。

大和町でサイクリングロードを楽しんでもらえるのと、地域住民も安心して通行できるよう、自転車走行レーンを設置すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

次に、サイクリングロード、「サブチャリ」の安全対策についてお答えいたします。

レンタサイクル「サブチャリ」につきましては、議員のご質問のとおり、乗る楽しみの中で七ツ森湖周辺の自然の魅力を再発見してもらうために今年度導入いたしております。

本年6月19日にオープニング以来、11月28日まで344人の方にご利用をいただき、利用された方のアンケートの結果からも、七ツ森の自然に触れ心と体もリフレッシュできたということで好評でございます。

しかし、反面、道幅が狭く、車との擦れ違いが怖いといったご意見もございました。

利用者の安全対策につきましては、申込み受付の際に安全に利用してもらうための注意喚起やヘルメットの着用を義務づけるとともに、自転車貸出し業者側、町側でございますが、といたしまして、宮城県自転車安全利用条例では努力義務とされておりますが、万が一事故が起きた場合、利用者本人に対しての傷害保険と併せ、利用者が被保険者、加害者でございますが、となる場合に備えまして、自転車傷害総合保険にも加入しております。

また、南川ダム湖畔周辺の道路につきましては、町道宮床難波線外2路線となっており、一部のカーブ区間におきましては、自動車ドライバーに視覚的に注意を促す目的としまして、路面にカラー舗装を施工し、交通安全対策を行っております。

ご質問の自転車通行レーンでございますが、レーンは最低でも幅員が1.5メートル必要であり、両側では3メートルとなりますことから、町道の限られた道路幅員の中で自転車通行レーンを設置し、自転車を歩行者や自動車と完全に分離することは非常

に難しい状況であると考えております。

しかしながら、新たな道路標識・標示ではありませんが、平成28年に国土交通省及び警察庁により公表されました「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」によりますと、既存車道におけます自転車通行に対しましては、自転車の通行位置を示し、自動車ドライバーに自転車が車道内で混在することを注意喚起するための矢羽根型路面標示といたしまして、自転車ピクトグラムを設置することが望ましいとされております。

この自転車ピクトグラムは、「自転車ナビマーク・自転車ナビライン」と呼ばれており、道路の左側に青または白色の矢羽根のマークを標示し、道路交通法等に規定されております自転車の通行方法、これは左側通行でございますが、通行方法について、自転車運転者及び自動車ドライバーに分かりやすく周知し、交通安全の実行性をより高めるものとなっております。

この標示は、「自転車優先等」法令上、自転車を保護するものではなく、あくまで自転車通行を誘導するものでありますが、現状の車道幅員で対応できる有効な手段であると考えております。

このことから、南川ダム湖畔周辺の自転車通行レーンにつきましては、「サブチャリ」だけではなく競技自転車等の利用者も増えており、安全対策が必要であることから、自転車ナビマーク・ナビラインの標示について検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6番（犬飼克子君）

この自転車ピクトグラム、自転車ナビマーク、これは仙台とか松島で矢羽根マーク、あと自転車のこの形が描かれているのを結構いろいろな様々なところで最近目にするようになりました。

実は、この自転車保険にも加入しているということでございますが、知り合いで自転車サイクリングロードで走行中に、専用のサイクリングロードなので、総合体育館ほどの立派なところではないんですけども、そういう施設の中でサイクリングロードがあるので、そこで自転車で家族で楽しみに行ったそうなんです。ところが、中

央線がたまたま消えていたところがあって、そこをふらふらとはみ出してしまったら、向かいから来た自転車と正面衝突してしまって、自分は何ともなかったんですけども、相手が肋骨を折る大けがをして、救急車が来て入院してしまって、自分が入っていた保険で支払いを済ませたそうなのですが、やはりこういう、保険も加入している、また、ヘルメットも、また、様々な注意喚起も行っているということで本当に安心であります、やはりこういう、南川ダムの辺りもこの「サブチャリ」だけでなく競技自転車の利用者もかなり坂道なんかでも朝晩、トレーニングもされているので、家の周りもされています。南川ダム辺りでもそういう方も見受けられますので、この衝突したときに物すごい衝撃でぶつかられた方が亡くなったという事故もありますので、本当に自転車専用のこのナビマーク、ナビライン、ぜひ前向きに、また、早めに検討していただきたいと思いますが、この点、どうでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今申し上げましたとおり、自転車ナビマーク・ナビラインの標示について今検討しているところでございますので、よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

ちょうど今日の公明新聞に長崎の南島原市の自転車の専用道路の整備をするという記事が載っていました。島原半島南端に位置する長崎県の南島原市は、鉄道の廃線跡地の延長32キロを活用して、自転車・歩行者専用道路を整備する予定であります。2023年度を目指してするそうであります。近くには半島唯一の世界遺産である長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産の一つ、この原城跡の観光スポットがあるそうであります。車から自転車へ転換できるまちづくりを目指して、市民の健康増進や温室効果ガスの排出量実質ゼロにもつなげられたらとお話ししているそうありますが、すごくこの環境にもいいと思うので、ぜひ大和町も自転車人口を増やすべく、このような政策を打ち出していったらいいのではないかと考えますが、この点は

いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今、このような形で「サブチャリ」とかを始めておりますし、競技場とかもござい
ますので、随分、自転車に興味のある方が多いというふうに思っております。健康の
ためにも自転車等はよろしいというふうに思いますので、町としましてもこういった
形での整備をしていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
6月から始めて344の方が利用していると。本当に素晴らしいことだと思います。
私がちょうど出会った方は、名取から来られてご夫婦で電動自転車で来ましたという
方がいました。
大和町のこの自然豊かなたくさんの魅力を発信していただくことをご期待いたしま
して、質問を終わります。

議 長 （高平聡雄君）
以上で犬飼克子さんの一般質問を終わります。
お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議あ
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時55分 延 会